

(表紙)

(異筆)
「前世界

四号

海舟日記18」

(ラベル)

「海舟日記」

第四号」

自元治元年七月十日至慶応三年一月二十四日」

(朱書)
「第四号

到慶応元八月」

(朱書)

「元治改元四月十九日」

元治元甲子從七月同二乙丑

四

元治甲子七月 于時大坂在留

十日

(1) 大隅江再 御上洛仕越勘定帳を頼む

薩藩木脇権一兵衛来る、国元より兵士四、五百近々

着坂之由、且当四日豊後を過くる者、此地に英艦二

甲子六月廿九日、於
宮中殿下より御直
に御渡相成候

此頃世上弥騒敷

由、甚心痛之事に候

(1) 松平信敏(大坂町奉行)

(2) 二条斎敬(関白)

昨年八月十八日一件、
関白始予之所存

を矯候にては決而
無之、且其後申出候

件々、各真実に候、
偽勅と云風説有

之由に候へ共、必々心
得違致間敷事

親征行幸之儀、
甚不好候へ共、数々

差迫言上二付、実に
無抛大和行幸申出

候へ共、実は意外
之事に候へは、延引

申出候事

十八日一件、守護職之儀
故、肥後守江申付候、同人

忠誠之周旋、深令
感悦候、決て私情

を以て致候儀二而は
無之候、其旨無間違

可心得候事
長州人入京は決而

不宜事と存候、此儀
も各無疑惑様之

○前同断、飛鳥井・
野宮ヲ以て御渡

艦滞泊せしを見ると、京師之風聞、其証不可知

英艦之進退思ふへし、関東之水藩益沸騰、頻に

増多す、水藩之学、王室尊奉之起、義公之卓識

に出て、当時尤可賞といへとも、其学自から狭小細陋

にして、宇内如当(虫損)□□(虫損) 到つて見るへきなし、義公は非

凡、見る所有て此□(虫損)を講せらし歟、近世景山公又其

遺旨を継かれ、専ら泰平懦弱之土氣をして鼓舞

せられしは、殆可なりといへ共、公もまた規模狭小、絶て宇

内之形勢を洞観する識なし、此公之糟粕今日に到て

終に天下之大害を生し、勢廻らすへからず、当今邦内之

小忠小信は、終に国家に対し大不忠太不信、自瓦解

し万邦の冷笑と成るを察せず、亜細亜諸国人種

頑固にして自尊、皆同轍也、乘之奸吏と奸雄と其

志を逞ましくし私営を以てす、此輩満宮中、不如

口を塞ちて来者を待たんには

(1) 孝明天皇

(2) 徳川光圀(水戸藩二代藩主)

(3) 徳川斉昭(水戸藩九代藩主)

(4) 松平容保(京都守護職 会津藩主)

(5) 飛鳥井雅典(武家伝奏)

(6) 野宮定功(武家伝奏)

一橋中納言

此頃輦轂之下、彼是不穩候二付

御守衛惣督之辺を以て諸事

御任被遊候間、専

励精、被安

叡慮候様可有之所

置被 仰出候

○兵部殿より、觀光船

此地にて可受取旨被

仰聞、且入費はトツク

御入用より出置へき旨

大隅江談す

黒龍船之内金一万

五千兩可渡旨同人

江談す

賊等之書付云

松代藩

佐久間修理

元治元年七月十一日〜十二日

十一日

栗屋生来る、豊後の英艦(8)近日出帆と云 ○薩藩森

此說非歟

真兵衛来る、薩藩もまた過激輩海軍をなみし之を嫌

ふ者多くなりしと云、小松帯刀江一封を寄す

○觀光船より立川帆平来る、云、箱館健順丸志州鳥羽にて

浪士輩の為に災害に遭ひしと風聞ありと後に聞、此說

甚言なり

○長崎奉行より、亜商より御買揚之製鉄器入津、如何せんと

云来状あり

○姫島江滞留せし英艦、先月廿六、七日頃船内より長藩人二人

杵臼より小船を借て長領江送れり、此人は五、六年前外国

江到り居し者也、小記一冊を持参す、又当六日八ツ時頃英艦

一隻下之関江向き出帆、無程開炮、七ツ時頃聞へしと云

迄炮声

十二日

昨夕大隅并兵部殿江参上、觀光船受取方并黒龍船

内金渡方其他を申す

(7) 一橋慶喜(禁裏守衛総督)

(8) 栗屋佐兵衛(周防岩国藩士)

(9) 薩摩藩家老

(10) 稲葉正巳(若年寄 安房館山藩主)

(11) 軍艦取調役

(12) 井上聞多(馨)と伊藤俊輔(博文)

此者、元来西洋学ヲ唱ひ、交易開港之説を主張し、枢機方江立入、御国是ヲ誤候大罪難捨置候所、剩奸賊会津・彦根二藩ニ与党シ、中川宮江事を謀、恐多くも九重御動座、彦根城ニ奉移と義を企テ、昨今頼ニ其機を窺候、大逆無道不可容天地国賊ニ而、則今日於三条木屋町加天誅畢、但斬首可懸梟木之所、白昼不能其儀もの也

元治元年

七月 皇国忠義士

○昨夕三条木屋町にて浪士佐久間修理を暗殺す、

嗚呼、先生は蓋世之英雄、其説正大高明、能

世人之及ふ所にあらず、此後吾又誰にか談せむ、為

国家痛憤胸間に満ち、策略皆画餅

十三日

長藩家老益田右衛門介四百人計にて着坂 ○昨日薩之

船艦三隻入津、兵士五百人上坂

○京師より能勢生帰東御船之都合手段可致旨

徒目を以て頼越す、翔鶴船出たすへき旨答ふ

十四日

昨夜、佐久間江新宮馬之助を遣す、格次郎此地江引

へき義可然、且万事註意肝要と申遣す ○江戸江文通、

長崎江同断、製鉄機械此地江送り候とも又は崎地

江陸揚等、彼地都合宜敷にいたし可申と申遣す

十五日

(1) 佐久間象山(信濃松代藩士兵学者)

(2) 朝彦親王(国事御用掛)

(3) 能勢頼之(目付)

(4) 土佐藩出身海舟門下

(5) 佐久間恪二郎(佐久間象山子息)

千屋某江金⁽⁶⁾式十兩を恵む ○夕刻、翔鶴船着、能勢氏

即刻乗込出帆之積り、赤松⁽⁷⁾左京帰府、此輩小兒当

地之形勢に恐怖す、故に帰府せしむ

兵部殿江參上、神戸之一小事件伺済、聞く、長州之英艦

六日出帆、長州人乗組来りし者を帰し送物ありと、おもふに

長人之猾、幕吏不察、鎖港之事を談す、内外之虚言

其非を不知、終に危急に及ハむ歟

薩州家憤発、肥後・久留米・会津其他に与し、長藩過

激輩を討せんとす議起ると云、此事必らず興るへき歟

京師唯空論、長藩周旋士を以而御所に説き、其説

を容れんとす、大体詭計、誠実に出つるものなし、皆細

々たる拙策而已

聞く、長崎にて長藩外邦と交易すと、此事彼地奉行より

小吏を以て密告する所

十六日

(6) 志士 土佐藩
出身

(7) 赤松範静(二丸
留守居)

京地之風評、長を善とし、会殊に悪説あり長は其邦家之危急にとつて務めて人心をとり、役雇之類といへ共金を与へ撫育し、且攘夷は無着之人々好む所なれば、頻に此朝令之反覆せしは、薩・会之手に出てしと唱へ、其非を挙げ中川親王・大原三位、また尹之宮・近衛殿等は薩・会之党とし、公卿方無着之者に便して、大半此説に雷同するを以て風評宜敷を得しや又、薩・会之所置暴に過ぎ、頗る正中を得ざるものあり、薩は形勢を明察し、機会に乗する天下第一といふへく、昨冬已来、長人は是に仇すれども、私怨を忍び敢て咎めず、彼か挙不正に到るに及て、憤怨以てこれに答へんとす、尤巧なりといふへし

此夜神戸江行く ○赤松左京、恐怖して帰府を願ふ

十七日

観光丸肥前藩より返納、受取書を渡す

十八日 今夕観光船神戸江廻る ○塾之者十二人乗組を定む

十九日

昨日^夕京師之方に大火ある歟、赤色暮六ツ時頃より見

ゆ、おもふに必らず非常あらん、直に観光船へ出船用意の

事を告ぐ ○五ツ時頃大坂より来状、於京師長藩

発炮、伏見表并竹田街道、蛤御門等戦争相始候趣

其他は雑説紛々、直に乗船、且聞く、毛利家嫡長門守⁽⁴⁾

上京、去ル十三日国元出立、今夕或は両三日中兵庫着

惣勢三千計、宿割等有之由、同家之者江告て云、京

師暴発、実に過激輩の一時愉快心より生し、其

事採るへきものなし、此輩と共に国家の大事を誤

する、豈国主之趣意ならん哉、若長門殿着津あら

(1) 大原重徳(もと国事御用掛)

(2) 朝彦親王

(3) 近衛忠房(内大臣・国事御用掛)

(4) 毛利定広(広封・元徳 長州藩世子)

会藩は上に人物なく、
下士激烈無着落、其規
模殊に狭小、必らず勞
して天下之大害を生
せん、また可憐

(下ゲ紙)

○十九日、越前之固人数、堺御門為交代出張之所、御門外町家二階之窓より十五、六人、長藩人農兵組之真中江鉄炮打掛、打殺之者数人、事不用意に出て狼狽、敗走して如何とも為すへき様なし、其途より土官・足輕之者陰より五、六十人、又々堺御門江向き進み、鷹司殿館に寄、立たる処、館内長藩在りと云や否や、門を開らき鉄炮打掛、下輩の者死傷手負多し、土分は壁に沿て立たる故、鉄炮に当らず、会津家の大炮借受にやるたる処、同家より大炮引来り、隅之壁打破、此処より責入る、同時門前に鍵をとつて出し者六、七人、越前家鍵にて打合、土分一人戦死、敵は不残討ると云、鷹司殿館内、玉葉・鉛・馬四疋・武具等夥敷有之、長人退散

廿日

此日晝、天保山冲着船、直に上陸、大坂鎮静、能く

京師の模様を知る人なく、御城内戎装、昨夜大体登

城、諸家の固等有之、ママ恨恨而已、衆議紛々、聞く、初め長

藩福原⁽⁶⁾越後伏見より兵を引て上京、戸田家固之者と

打合、先手頭領兩人当炮、直に嵯峨江行く、二隊の手伏

見之邸にあり、出勢せんとする際、彦根の人数押寄、炮

火にて責、戦大に破ると、又同時に御所蛤御門^{下立売}

^(衍カ)門江長勢押寄、不時に鬪争、会・薩・彦根之者と打

ハ、此一言を以て我か衷告を告^レれよと云

(5) 鷹司輔熙(前関白)

(6) 長州藩家老

延焼、会薩警固
之人数間に合兼る
と云

長家之策略甚手
早し、薩・会など印を
模し或は袖印を疑して
人心を疑惑せしめ、所々
より蜂起し、一旦は戦
争甚敵數と云

(付箋)

「十九日条及上ノ標記ヲ附記
ス」

○天龍寺を焼払と云、

合、終に火を発す、是より戦争なし、長は嵯峨江引、
延焼
焼夜に入りて直不消

今朝淀川桜宮にて長藩十一人自害、三拾計手負人^之

高松・津山の手に被捕

御所より之御沙汰にて、長人可討捕旨会并閣老より御達
有之

廿一日

粟屋佐兵衛・安達十郎右衛門来る、岩国家為邦家二周

旋あるへき密意を聞く、且可然と云 ○聞く、長藩過激

家寺島忠三郎・草香義助・紀島又兵衛輩京師にて死、
寺町にて割腹

福原越後も炮疵を得たりと

○從江戸閣老阿部豊後守殿近々以御軍艦上坂御登 京之趣
達有之

○昨日薩藩小松帯刀将として、長藩嵯峨天龍寺辺に屯
集之者征討大体殺戮尽し、又薩島津凶書并彦根・肥後・
人数六・七人に不遇

(1) 周防岩国藩士

(3) 長州藩士

(4) 久坂玄瑞(長州藩士)

(5) 米島又兵衛(長州藩士)

(6) 阿部正外(老中陸奥白河藩主)

(7) 島津久治(久光次男 薩摩宮之城領主)

同所 地雷ありしや、焼火直に憤発二、三ヶ所、米五、六百、蠟燭・蘭書等多くありしと聞く、薩家出勢前、国司より使して云、御出勢之趣暫時見合與へき旨懇二頼む、然れ共、御所より御沙汰、私之事にあらずと答へしと云

烏丸通捨たる箱 椴冠蓋長式尺巾五寸計、深同、料紙大奉書、蓋上書、御黒印御書
上包御書付

申聞条々

一、今度、其方事上京申付、諸隊之者預置候諸事無緩可管轄事

一、伍中之者は令を伍長に受け、伍長ハ令を隊長に受、隊長ハ惣督之指揮を受、諸隊一和可為肝要事
一、私闘ハ不及申、輕挙妄動大事を誤候儀ハ、尤嚴禁之事
一、惣而非礼非義之振舞有間敷事

会其他 (ママ) 之人数山崎江出張、屯集之長藩を打、此所二は人なく陣所なと焼払而已と云

○長藩人来る、長門守一と先帰国、慎ミ候義可然、無謀に出張せは、摂海にて炮を以て支へん、夫過激輩之為す所、豈国主之所業と同敷からむ哉、能々勘考可然と告よと云
彼家も此度之一挙より兼而過激輩に圧せられし者共、

其邦家の危急爰に到りしを堪し、(歎カ)内破起りて衆議一定せず、長門守は播磨室に滞船、進退困迫せりと聞く

○大坂之蔵屋敷は当時無人、慎て命を奉ず、然るを近日焼討之議興り、町市動揺甚敷、吾此事不可然とて、強て引払申渡と定む

廿二日

御城代江行く、紀伊家人数西之宮出張

○豊後守殿廿二日乗組出帆之趣、御城代より達有之候

近日城内之評議大低泰平中之手続にて繁雜、皆失機會、一言を申、云

(8) 松平(大河内)
信古(大坂城代) 三
河吉田藩主)

一、国家之動静を猥ニ
他二洩す間敷事

一、奸淫大酒等堅禁
止之事

一、僭上虚飾衣服ハ勿

○十九日より淀川通
船留

論無用たるへく、惣而

諸士匹夫貴賤之分
限不可乱事

右之条々違背之者
於有之、軍律を以
相糺、品ニ寄切腹
可申付者也

元治元子

六月

慶親
定広

父慶親 子定広

○七月廿三日夜
御達

松平大膳太夫儀、兼
て禁入京之処、陪臣
福原越後を以て名

国司信濃とのへ

御急務

京師之米穀・雜貨多くは大坂より相送り生活いたし居候

所、内外紛擾大火、且多人数集会、此運送久敷止り候ては

上下如何共いたし難く、果は打潰流賊等相発候よりは他無之

哉と存候、此路相開け下民安心いたし候様、彼地役々江御打合、御

所置御座候事尤御急務と存候

当地御城近所は御警衛も相立居候へ共、所々盜賊等有之候趣、

且放火之流言漸く当節に到つて盛にて、人心折合不申、売り

買相休居候て、唯々遁走之支度のミ、是等余り長相成候ハ、

生活難出来者多相成可申候、金主之融通等は元より止り、小諸

侯奔命に勞れ可申勢ゆへ、精々御鎮撫、無益之焼打説杯

決て御採用有之間敷候、米穀は持合候者御取調京師江運送、

且当地之御手当等御買揚二不相成、在高御調置可然候、遠国

にても追々京地之擾乱相聞、空評甚敷相成候ハ、当地江向

積出方も先見合可申、追々是等に於て一騒動相生可申と存候

(1) 毛利慶親(敬親
長州藩主)

(2) 毛利定広(広封
元徳 長州藩世
子)

(3) 長州藩家老

(4) 毛利慶親

を歎願ニ托し、其実強訴、国司信濃・益田右衛門介等追々差出候処、以寛大仁恕雖扱之、更ニ悔悟之意なく、言を左右に寄せ、不容易趣意を含、既ニ自ラ兵端を開き、對禁闕発炮候条、其罪不輕、加之父子黒印之軍令条授国司信濃由、全軍謀顯然候、旁防長に押寄速ニ追討可有之事

七月廿三日

右之通、從

御所被仰出候ニ付、某国御固被仰付

候間、只今より人数差出、軍備嚴重相立、大膳大夫已下罷登候者有之候ハ、速に誅伐可致候

大坂
紀州⁽⁵⁾ 井伊⁽⁶⁾
土州⁽⁷⁾ 高松⁽⁸⁾

元治元年七月二十二日

大坂は三都会之大問屋にて、大低此地より京は勿論、江戸へも諸貨積出、四国・九州・中国之貨物・米穀相集、夫より二都江分配いたし候間、一朝此地紛擾相生候へは、三都共に瓦解、人心動揺、一揆蜂起可致、京地は如前件、此節之紛擾にて雜穀まで払底、此地より運送無之候へは、唯々近江路より入集候而已、平日此地運送頼候事故、今日も此俣にては大騒動相生可申、諸侯分散無之候ては、日々を相支候義無覚束、若其虚に乘し兵を率て攻込候ハ、如何可致哉、江戸近国も草賊蜂起、海運而已にて相弁居候所、此地之運路相塞候ハ、是又同断、奥羽・尾勢之諸貨にては引送申間敷は顯然たる事にて候、海軍を興し海路を相通候も爰より出候事にて、左なく候ては摂海之御守衛とは申間敷候へとも、就中暗之小吏向無着落、今日に到候ても唯々細事而已にて消日いたし候、能々御勘考、今少々御遠大之御規模に御所置御座候様と存候、是等摂海御警

(5) 徳川茂承(紀州藩主)

(6) 井伊直憲(近江彦根藩主)

(7) 山内豊範(土佐藩主)

(8) 松平頼聡(讃岐高松藩主)

堺 紀州 岸和田^{〔1〕}

西ノ宮 藤堂^{〔2〕} 姫治^{〔3〕}
松平遠江

兵庫 薩州^{〔5〕}
明石

八幡 石川佐之助^{〔7〕}
酒井若狹^{〔8〕}

山崎 戸采女^{〔9〕}
大久保加賀^{〔10〕}

(付箋)

〔廿二日条全抄 標記ハ不用
但十九日より淀川通船留ハ
前行ノ本文ニ注記スヘシ〕

衛之大急務にて、狼狽^{〔ママ〕}敗走之者共取押、虚飾之武具

飾立候義は、御警衛之細一事と存候

堺・西宮・兵庫迄之処種々風説も有之、一向取留候事も無之、

空評申触候者御座候趣、必らず潜伏之者多く有之、是等より相生

候事と存候、就中兵庫表は渡海相集候地ゆへ、先早々御鎮撫

御遣し、空評遠国に夥敷相聞不申候様と存候、且潜伏之者余

御穿鑿御座候ハ、必らず大害を生可申も難計、御手元堅固

に正大に候ハ、何程有之候共、少も邪魔には相成申間敷候

炮台向も、矢張御休無御座御築造可然、此地并天保山は

少々御憤発御座候ハ、御出来に相成可申、責て一ヶ所にてても御

用立候様いたし置度と存候

長門守滞在、今に引取候と押出候との説一決無之哉、私義最早此

地に御用も無御座候間、神戸江罷下り兵庫辺潜伏之者説得、

且万一多人数出張も候ハ、打潰方等手当いたし可申と存候、

其他拙策も少々御座候へ共、却て無益之空論ニ落入候間、

(1) 岡部長寛(和泉岸和田藩主)

(2) 藤堂高猷(伊勢津藩主)

(3) 酒井忠績(播磨姫路藩主)

(4) 桜井忠興(摂津尼崎藩主)

(5) 島津茂久(薩摩藩主)

(6) 松平慶憲(播磨明石藩主)

(7) 石川保之助(伊勢亀山藩主)

(8) 酒井忠氏(若狹小浜藩主)

(9) 戸田氏彬(美濃大垣藩主)

(10) 大久保忠礼(相模小田原藩主)

差当一、二事申上候、以上

七月廿二日

廿三日

戎装今日より相用間敷旨并炮術稽古相始、御固衆様替等達有之

○聞く、京地にて会藩生捕之者不残斬首と云、嗚呼何事ぞ、

是等之風輩逐放して可なり、罰苛酷なる時は災必らず

再起せん、或は私怨に出る歟、採事者皆狭小之心より出つ

○新撰組とか云者、潜伏穿義之為、多人数此地江下たると云、

此輩又紛擾發生之梯たらんか(ママ)

○長州之蔵屋敷取崩、人心稍々穩なるに到る

廿四日

長州江軍令黒印相渡、不容易挙有之候二付、御所より早々征

討義被 仰出、且兵庫・大坂近海御警衛同断

○黒龍船阿部豊後殿家来乗組着

(11) この記事が次頁二十五日条に入ることを指示したものが

廿一日歟、大久保越中御勘定奉行と成ると

廿五日 △

○川口御番所にて、長藩潜来之者召捕

○登城、伊豆殿⁽²⁾・兵部殿江、形勢且御世話御憤発無之は

鞭之短くして馬服^(ママ)に及ハさるの歎あらむと申

○今晚順動船着、豊後守殿御乗組

廿六日

昨夜御船手安治川御番所にて長藩忒人召捕

豊後殿御旅館江行く、江戸も混雑、常州之草賊勢盛り、玄蕃⁽⁵⁾

殿御出馬、番頭・小十人・御徒・歩卒組出張、水戸之竹田耕雲齋兵を⁽⁶⁾

率て小金江出、江戸を伺ふ、又水藩江戸江入来る者甚多し、長藩

も大凡三百人計潜伏、機を待つと、信州江長藩と号し一揆を^(ママ)

起す ○仏郎西江行きにし鎖港使池田⁽⁷⁾・河津⁽⁸⁾・河田輩彼国にて⁽⁹⁾

取敢す道理を以て庄せられ、他国江行くとも彼国預る所ならず、

勝手次第など云れ、放々金川江^(神奈川)帰来り、同所に蟄すと云

廿七日

神戸江観光船^(ママ)て帰る ○御船手与力江樽代式両、同心江五

(1) 大久保忠寛(一翁)

(2) 松前崇広(老中格・海陸軍総奉行)

松前藩主)

(3) 稲葉正巳(若年寄 安房館山藩主)

(4) 阿部正外(老中 陸奥白河藩主)

(5) 田沼意尊(若年寄 遠江相良藩主)

(6) 武田耕雲齋(水戸藩もと執政)

(7) 池田長発(外国奉行)

(8) 河津祐邦(外国奉行)

(9) 河田熙(目付)

両遣す ○此日翔鶴船着坂、講武所方乗組之由、觀光

船索具并黒龍船積込之ライフル炮積来る^等

廿八日

龍馬子翔鶴船にて帰村、聞、大越⁽¹⁰⁾ 御上洛之事を論、退

職すと云、又聞、英船過日下之関江行きし時、使せし者

中沢見作と一人有之、長門守も面談甚叮嚀にて、往々下之関⁽¹²⁾

開港之積なから、長家は朝廷之臣、朝家より打払之令有之、

臣子之分理不理を不論、慎て奉命、一戦にも及ひし也、乍去

他藩此御令を奉せざるは臣子之職を尽せざるにあり、また^{私心を以てせず}

当節 朝令相変、幕府も疑惑すへき事あり、ゆへに京

師江諸臣を遣し、其実否を尋問し、事を定めむと、貴

国此意を察せよと、英も大に感したりと云、乍去他邦へ

は秘せし哉、他邦は同意之議も興れりと

見作は先年已来我門人唐津之藩士なり、此事にて罪を

得たり、大宮定次郎も又坐せられ入牢と聞く

薩藩之話に云、水
府家の者紛擾後
何方歟書を呈して云、

元治元年七月二十七日〜二十八日

(10) 坂本龍馬(志士
土佐藩出身 海舟門
下)

(11) 大久保越中守
(忠寛)の略称 七月
二十五日勘定奉行を
辞し、寄合となる

(12) 肥前唐津藩士
海舟門下

攘夷は長州家と同意

なれども、当節之一挙

に於ては不同意なり

と云旨趣を申立つと、

可憐、水人長藩に欺

かれ、東国は一揆を

起し、京地之者は此

拙を成す、頑愚之至

可思々々

○初て長藩福原生

江、伏見にて永井主水

戸川鉦三郎、小人数にて

歎願筋申出、多人数

は引取せ可申と云応

接ありし後、諸家の

留守居へ御沙汰にて引

取方周旋可致旨御達

ありしに、加州家の留守

居速に御受し、種々

周旋、長藩米千俵

を送れりと、故に当

節嫌忌も起りし哉、

又別に縁故ある哉

(付箋)

「亜国より御取寄云々抄」

○吉井幸助(輔)・伊知地正次来る

廿九日

越藩内田閑平来る、江戸にて黒龍船代料御下ケ之御下知

あり、去ル廿二日頃御金渡之由、江戸より申来る、先日大坂より御

内渡之一万五千金如何可為哉と答ふ問

聞く、加州之公子、去ル十九日京師紛擾中帰国す、故に

国中之者は是を聞く、中途に支江帰国不可然と云議

あり、京師も又頗る嫌忌あり、失策之極と云と

春嶽公長征御目代之内命、橋公(9)より御内沙汰あり、近々

上京と云 ○村田巳三郎江書を送り、越藩之門生進退之

事を云 ○大坂表兵部殿江觀光船乗組仮御雇手

伝等の姓名書進達

○亜国より御取寄之製鉄機、江戸廻之御沙汰あり、都人我糟

粕を喫し、崎陽に在る機械を引かむとし、又此地の機械

を引く、皆婦人之妬心に似て、かつて齒牙を容るゝに足

(1) 吉井友実(薩摩藩士)

(2) 伊地知正治(薩摩藩士)

(3) 越前藩士

(4) 福原越後(長州藩家老)

(5) 永井尚志(大目付)

(6) 前田慶寧(加賀藩世子)

(7) 戸川安愛(目付)

(8) 松平春嶽(慶永)

(9) 一橋慶喜(禁裏守衛総督)

(10) 越前藩士

るものなし

晦日

薩藩大山彦助来る、石炭之事を云、聞く、当時薩に在る蒸

気フーキント号せしもの和蘭買入平運丸・小蝶丸 安康丸セイラと云し者船将カ 鎌田所右衛門(11)

翔鳳丸彦助 船将 米製ゴムホウト等也

○江戸より七月朔日出之書状到着、立田(12)主水より神戸附金三千

両大坂御金奉行江御断、既六月十八日差出せしと云義申越

八月朔日

吉井幸助(轉)来る、近々上京、再三御上洛之義建白せ

むと思ふ、如何哉と答ふ

○八ッ時頃より大坂道頓堀辺出火 ○此夜可怪小船三艘

入津、観光船を窺ふと云、乗組を増

二日

長崎よりメインホンブ荷積船にて着津、奉行より来状

○聞く、十九日発動前、長藩にては天龍寺にて歎訴不動之

(11) 鎌田諸右衛門
(薩摩藩士)

(12) 立田録助(勘定
奉行)

積一定せしに、御達あり、若退去せずんは兵を以て討せむと、

此御達にて過激輩皆曰、寧爰にて討れんより、此方より

出て一戦せんにはと、俄に洛内に入る、是迄は因州も頗る

長之歎訴を遂しめむとせしに、兵を率て入るに及び、因

士河田某、馬を長兵の頭に進めて云、此議不可然、止まらされ

は絶交今にありといつて引分る、今日我門鈴木直人之輩、神

戸江経て帰国す、云、長を助くるも今は道絶たり、帰国して

国を震ハせん、其他の念なし、輦下に接戦せし上は、最早

同意の念絶たりと、其徒数十人皆帰国す

三日

御目付江連真三郎より来状、今日豊後殿御用済下坂、御

船之事可為進退旨を云

薩吉井幸助(輔)、龍馬同道にて上京、其策を一橋公に

建白し、再び為国家周旋せむと云

○对藩樋口謙之允(死)・多田莊藏来訪、云、当時大坂に退く、又

(1) 河田左久馬(因州藩士)

(2) 江連堯則
(3) 阿部正外(老中陸奥白河藩主)

観光丸乗組仮御雇
并手伝之者申上之通
被 仰渡濟
黒龍船江一封差送

近日帰国す、朝鮮之渡海速に官許を仰くと

四日

翔鶴船にて登坂、豊後殿江御逢、仰云、即日出帆之積なり、
京師にても 橋公再三 御上洛被仰進、右之為速ニ立帰之積、
此議被行すハ別に良図なかるへし、我而已にては関東之説得
甚無覚束、兵部又同道すへし、順動・黒龍船々明日続き
て出帆之事可計也と、聞く、橋公に御附属之水府人ハ、同人
被仰出関東江御帰之積と成る、又聞く、仏郎江御使(西次力)に行き者共(4)
閉門、且高被召上等之罪あり、再ひ鎖港使として星野金(5)
吾・小野友五郎(6)兩人、魯国より先として箱館表より各国江
行くへき命ありしと云、是も又奸吏御所置姑息に出て
再ひ国辱を招くの媒歟
兵部殿江、此度之御使甚御困難成るへし、且薩家も又
此再三御上洛言上之議起れり、時宜に応し同家者
東下致させへき歟、会家は既に豊後殿江附して兩人

(4) 池田長発・河津祐邦・河田熙の三名

(5) 外国奉行

(6) 勘定吟味役

明日乘廻へき旨申遣

東行すと申

五日

木脇⁽¹⁾・中原生来訪、云、順動船拝借相願ひしは、近日越⁽²⁾
 前老侯上京、長州之議、定まらば、薩公子并小松帶刀⁽⁴⁾
 立帰々国、兵を出たし且海陸之軍勢一変なさしめむとす、
 それか為に暫時延引す、宜敷今暫返上見合度旨也、且
 小松氏申越て云、海軍之義は必らず誓て興起せむ、君
 もまた幕府邦家の為捨つること勿かれ、近日下坂せは
 尋問して是等を云ハむと

○米留米侯より一書并上下地を送る⁽⁶⁾
(マ)

六日

黒龍船にて兵部殿御立帰、東行 ○此頃、大坂川口に
 ひかきと称する廻船数十艘滞泊す、是は東にて奸吏等
 物価直引ケ之議を興し、金幣之細小悪品に成せしを咎
 めす、物価騰揚之事奸商之所為とし、強て品物の価を下たせ

(1) 木脇権一兵衛
(薩摩藩士)

(2) 中原猶介(薩摩
藩士)

(3) 松平春嶽

(4) 島津久治(久光
次男 薩摩宮之城領
主)

(5) 薩摩藩家老

(6) 有馬慶頼(筑後
久留米藩主)

り、是等御勘定局小野友五郎杯是を以て私身の拔擢を

求め、終に天下之大患を不顧に因る、我おもふ、此地如斯

なれば諸品を東下せず、其勢を見て廻船積むべきの

品なし、恐らく東府諸品払底し、其価過日に倍せん事

数月の中にあらむ、天下紛擾せしむる者過激輩而已

ならむ、奸吏之私営も甚敷、大患大害を生せり

七日

今夕神戸江帰る、大坂川口をせき留、通船糺之事を始

むと、又明石近辺より炮火台を設け、急を大坂に通す

る議ありと、是皆兇輩の事而已

八日

昨日、京師より御目付介永持亨次郎(7) 橋公御使として神

戸に下たれり、云、英仏蘭の軍七隻長州行を称し

金川(神奈川)を去れり、万一撰海に入らば小臣応接して退かしめよ

となり、江戸にては参政差留方応接ありしに、外邦人不聞、

(7) 外国御用出役
頭取取締

終に去る、去月廿七日也と云 ○橋公江再三御上洛并海軍御急務之事を言上す

九日

昨夜より大風北東 ○昨夕御船手与力之子弟四人寄宿江入る、佐藤与之助⁽¹⁾倅同断 ○本多能登殿近々御上京之趣、江戸申来る、端舟用意すへきと也

十日

紀州家人数此辺為警衛出張之説あり、五、六拾探索として来る ○佐久間修理⁽³⁾六月晦日⁽³⁾文通、真田家より来る ○聞く、豊之姫島江外国船数隻滞泊すと、是は薩州之者目撃せし処を聞く

十一日

紀藩小浦惣内外兩人来訪、中納言殿御船拝借、内海御乗試之事を云
大島友⁽⁵⁾より来状、伏韓之事急速企度、且一度帰

(1) 軍艦組 海舟門下 子息は与一郎
(2) 本多忠紀(若年寄 陸奥泉藩主)

(3) 佐久間象山(信濃松代藩士 兵学者 七月十一日暗殺)

(4) 徳川茂承(紀州藩主)

(5) 大島友之允(対馬藩士)

府を待つと、長藩暴挙を歎す

聞く、尾州殿御家老成瀬隼人正を京師に召し 参殿、

窃聞く、京都守護之義御内命ありし哉、即刻隼人

帰国と云 ○昨日紀伊公征長之惣督拜命と云

十二日

对藩青木晟次郎来訪、征韓之事を云、大島生
に返書を与ふ

○今夕、京師永井主水・戸川鉾三郎より来状、云、豊之

姫島に英仏蘭之軍艦十七、八隻滞泊、長州に事

あらむとす、今長征之御令天下に下たれり、然るに

外国先きんして戦争を始めは、甚御不都合事共^之

なり、速に軍艦に行きて説得し、暫時闘争を

止めよと、是橋公之御沙汰也と、此度之事、既に

当春長崎にて逢接、また横浜にて彼等に接

す、中々我輩の止むべき所にあらず、既二江戸にて

(6) 成瀬正肥(尾張藩付家老)

(7) 徳川茂承(紀州藩主)

参政御説得ありしに、彼之を不用、終に彼所に

集会、臣辞するも又消時日候而已、唯一死を

以て彼に説かむと決答す

十三日

順動船にて出帆 ○今朝、江戸より外国奉行田村⁽¹⁾

肥後為応接健順船にて大坂に來り、蒸氣に

乗替、姫島江行の命を蒙れり、船の手当成

すき^(ママ)達あり

十四日 八ツ時過、豊姫島着、異船不残下ノ関に行

く、聞く、去ル五日、英仏都合四隻下之関口江寄す、長家

発炮なし、暫時にして英より一発、仏より炮発凡百計、炮台より

三十発程船に不達、一之炮台焼打、火薬庫発火、夜四ツ

頃迄焼、発炮は暮六ツ時止む、同四ツ時英人上陸、火門江

釘を打、初め長家より使船ありといへ共未解、詐策ある

を考へ発炮すと云 ○六日、四番之台場双方より発炮、

(1) 田村直廉

昼四ツ時英仏蘭之人数千五百計上陸、台場四を取

る、屯所放火、夫より小銃にて陸戦、暮六ツ時迄山後之陣所

船より焼打、戦中和蘭之端舟一隻長江取る、一人乗居

し者切殺、同時皆引取 ○七日・八日台場之大炮船江積

取、又千五百計上陸、昼九ツ時長人小船にて英艦江来り

和を乞ふ、船にも白旗を立、明後十日午時長侯軍艦

江来るを約すと云 △右、仏船江乗組し通詞青田喜三郎、

九日仏船姫島江来りし時之話

○石州津和野之商船四日より下関滞留、云、異船一隻前田之

暗礁に乗上、七日異船二隻にて引卸といへとも卸す、八日数

隻にて引卸す、其中に通船せりと ○小倉藩云、五日一之台場

少々被打崩、六日田浦より見れハ、朝より炮戦、追々台場被打崩

長勢山後江引取、夷人上陸、小銃之響相聞と

○姫島之船下之関より帰れる、云、去五日・六日之両日、夷艦大船は田

之浦より、小船は近く寄炮発、炮台基石土手打散、長勢後

之山江引払、台場辺地雷火有之、夷兵上岸、火発死傷、且

短兵にて接戦、夜中も船より折々炮発、七日船より上陸、長勢

勝たりと、弟子待と云台場之将壇(壇)之浦にて働あり、八日夷

船四隻弟子待台場に來り、岸柳島を廻り打、終に上岸、

大炮を取り陣家を焼く、九日船二隻瀬戸を乗通又引

返、十日帰船掛ケ見れば、門司之方に七隻、内一隻浜江

引揚ケ傾ケて修覆、田之浦八隻大低修覆に掛り居

候様子、前田之前洲二乗上たる船、昼夜掛り漸引卸候と云

○細川藩云、長府持之台場不得保引退、夷人上陸之

所寄兵隊打破由、長勢死傷甚た少由 ○地雷火は

少しく早発、漸百五十人或九十人計討取る、長勢直に攻付、夷

人小銃只一発而已にて敗走、生取三人計、初め長より百五十

斤之大炮にて夷船打沈たるを、夷船二隻左右より挟ミ、一

旦潮を汲入れ後汲出、中之船を引上去る、長人も大に感

候由、初め長侯穩に濟さんと使船遣といへとも、夷船

寄付け不申発炮に及と聞く、同人初め元山江滞船、土人

之疑を受け舟木に到る、長役人失敬を謝す、去ル十日之

事也、此日長門守止宿之趣にて甚同所混雜と云

十五日

姫島出帆、此朝仏夷之商船三隻同所江着津

十六日

兵庫江帰船、江戸より健順船にて田村肥後・羽太⁽²⁾

庄左衛門来津、直二船内江呼、下之関の事を話す、

同人輩江戸江帰府すへしと云

十七日

京師江急飛差立、下之関之事を云

○紀伊殿より被頼候書生輩悪行有之、此事を小浦惣内

江告げ、跡之所置を申遣す

十八日

此日順動船薩州江拝借、小松帯刀乗組立帰

(1) 毛利定広(広封
・元徳 長州藩世
子)

(2) 使番・目付介

紀伊家は君侯
弱質、藩従無
人物、且京師之御
沙汰甚悪しく、
尾家之者共諸司
代・御城代・閤老江
廻り取繕し故にや
且老侯御壮年に
よるや、惣督の命下
れり、紀伊家は東
府より被命しに、尾
は京師之命、万事
情実相互し、如斯の
まゝあり、天下之事
又可見而已

肥後藩七人入塾
神戸之医師寄宿
見廻申付、手限二人

之積申遣す、此事は既ニ京都にても相願候由、征
長来月十日迄に諸手出勢之積、是等之義にて小松
生立帰急速に成たりと云、後に聞く、順動少損あり、
此度の行拝借せず、薩州家手船にて今朝出帆

○京極主膳正海岸巡見あり、聞く、紀伊家征長

之惣督止み、尾州老侯拜命

上様御親伐被 仰出と云 ○常州之一揆退散、

頭立たる分水府家にて討取りしと云、討手引取

十九日

塾中之掟を申渡す、近来紀伊家之者放蕩甚敷、

殊に押貸等の所行あり、皆放逐、又越前家之者放蕩

絶言語、たへて士之行なし

廿日

昨夜京師より、監察小出五郎左衛門并会・桑之藩兩人、急
御用にて江戸江籠越二付、順動船出帆可為致命あり

(1) 京極高富(大坂
定番 丹後峰山藩主)

(2) 徳川慶勝(尾張
藩前々藩主)

(3) 徳川家茂

(4) 小出有礼(目付)

(5) 森弥一(左衛門
桑名藩士)と柴秀
次(会津藩士)

廿一日

○聞く、明石家江長州之家老潜に來り、京師之暴挙全

宰相父子之意にあらず、上京せし者等甚た罪あり、乞ふ

此事を以て幕府被 仰上給ハリたしと云と

○順動船大坂江出帆

廿二日

越藩海福雪來る、聞く、越前守副惣督被命と

廿三日

坂本生從京地歸る、聞く、当節征長之説に繞み、薩二も

無策略、初め薩人 橋公を以て惣督將軍とし、

大兵馬之權を附せんとせし、橋公も又乍恐嫌機あり、これ

を御主張する不能、其内薩之間者來て云、小倉藩

下之関異艦來りし時、出て告て曰く、吾藩は幕府功

勞之家、命を奉て敢て敵対せず、汝等意とする勿れ

と、又従前小倉に幕府之命あり、下関江異艦向

(4) 毛利慶親と定
広(八月二十二日將
軍偏諱を剥奪、十一
月四日敬親・広封に
復す)

(5) 松平茂昭(越前
藩主)

(6) 坂本龍馬(志士
土佐藩出身 海舟門
下)

ふとも決して動すること無、成すか俣なるへしと、是等の

伝聞大になりて、異艦戦争は幕吏頼ミしもの歟、

警長罪ありとも、同敷皇天之地、異手をかりて是

を征す、豈皇国人種成す所ならんや、其幕吏之

罪たる、実に国体を恥かしむる也、宜敷是を糾問せ

すんは有へからすと、此説京撰西国間に盛にて、実に

征長之命を奉せず、或は備・因・芸之国々にて、征長ハ

後なるへく、攘夷して後、長に及ハむなど云説沸騰

せり、又尾老侯と本主⁽¹⁾之中間⁽²⁾隔絶之事あり、今老

侯出て惣督たらは、老侯附属の士等勢大に及ハむ、

必らず出たすへからすなど、瑣々たる愚説囂々たり

○京地、会津に服せざる甚し、会之壬⁽³⁾ぶ浪士を用ゆる、彼

探索を名とし財宝を私すること甚敷、下民是か為

に災を蒙むる尤多し、故に会士を目して盗と窃言

す、如斯の形勢なり、上者不察、日夜区々たる小節

(1) 徳川慶勝

(2) ここでは徳川

茂徳(玄同 尾張藩
前藩主)をさす

(3) 新選組

に奔走す、又可歎かな

廿四日

千屋金作⁽⁴⁾来る、聞く、長州国人、京地一戦より已来、議
議区々一定せず、又朝敵の名ありしより、国民恐れて

勇気を失す、宰相父子は積年之⁽⁴⁾勞、一朝変して

此暴挙に及びしを恐れ、其本心不通、空敷他人

に誤られしを悔、何れ之⁽⁴⁾道も歎願、罪を待たんと決

心せられし候由、吉川家⁽⁵⁾右等意にあらず、御託周旋の

為出京尽力せんと、日夜苦心に及び、其道を得ざる

を歎すと ○又出京之⁽⁶⁾三家老頭人は皆押籠られ、宰

相父子に謁を得ず、国人互解せりと

○大坂より与力、大隅⁽⁸⁾之手翰持参、云、近頃異艦内海江

来るの説紛々、長崎より頭組・通詞召連れ来たれり、又

此説^(カ)何による、若来らは兵庫に送らむ、宜敷意を

注せよと

(4) 志士 土佐藩
出身

(5) 吉川経幹(周防
岩国藩主)

(6) 福原越後・国
司信濃・益田右衛門
介

(7) 小栗忠順

(8) 松平信敏(大坂
町奉行)

長州願書

去月十八日之夜、私家来脱走之者、共諸浪士江相加り、闕下近く罷出及騷擾候趣、不奉恐朝廷次第二付、先達而一心御届申上置候所、右一件ハ、脱走之者共為鎮静国司信濃差登、其折柄益田右衛門介・福原越後義罷出居候二付、申談鎮静可仕筈之所、却て脱走之者に被誘、私井同氏長門守宿志と取違、自己了之簡を以て書附迄も相認差出、終に及騷擾候段、甚以不届至極不謂儀二付、右三人之者共末家毛利淡路守江先預置候、此件如何

廿五日

塾中之書生放蕩、戒之

廿六日

長崎之組頭中台来訪、云、御用有り、長崎江行と、発機船之便を乞ふ

○竹田庸次郎来る、聞く、下之関之戦争敵を打取るもの

は唯地雷火而已、刀槍にて打ちし者、端舟に残居し水夫

一人なり、鉄炮烈敷、刀槍接戦に及ひし難き、七日和平

之後九日又一戦あり、皆炮戦其後和平、彼云、戦争ハ

未タ成すへからず、我は下之関通行自在ならハ可ならん、

是迄戦ハれし事大に感心せりなど、能く教解して

弁別す、長家志道文太外二人皆英国江行きし者出て

周旋し、終に和平せしめたりと、同人長州侯歎願書持参

先預置く旨申聞、帰国せよと云

○今一時頃より、英艦十一隻大坂江入る

(1) 毛利慶親

(2) 井上聞多(馨長州藩士)

(3) 毛利元蕃(周防徳山藩主)

可申付哉、御差函
奉伺候、猶又於父子
不存儀とは乍申、
兼て示方不行届
故之儀ニ御座候ニ付、
幾重ニも奉恐入候、
依之父子共於国元
慎罷居候間、何分御
沙汰被仰付可被下候、
以上

廿七日

窃におもふ、英艦の大坂江来りしは、攘夷鎖港之基を
聞かむとならん歟、此時幕府可然諸侯を会し、所謂
国是を立て定約再定せむには、天下又是を如何
といわむや、況哉攘夷を口実とし己か私欲を逞まし
くせんとする者而已来るものをや ○又おもふ、此議を定せむ
には他年被 仰出攘夷之議、譬焦土となる共、目
先に異艦を於て黙止すへきにあらず、
朝廷真の御決議を拝聴し、事両端を取らず、善
悪共に一定して事を定めむ、今勝算は置き戦
ふへからさるハ誰も能く弁す、然れ共各為に成す処
ありて開鎖を云而已、孰か為皇国に真識あるや、皆
雷同私營之説、此機会失ふへからず、戦と和と孰れ
共京師に集会し、仮にも苟且なく断然英決あら
む事尤可然歟

廿八日

大坂より、異船無逢接悉く出帆之由申来る

○関家⁽¹⁾福田主計来る、倅家来分として操練局御雇

とすへき旨を談す

廿九日

此日秋雨、鬱々日を終ふ ○セインバルの小解を大坂江

送くる

晦日

暁、異艦五・六隻大坂江向き通航す

九月朔日

大坂より、大目付大久保紀伊守、御目付徳永主税・井上⁽²⁾

元七郎、同介松平謙蔵、徒目山内金左衛門、小目三人御船

にて登坂之由、申来る

二日

对藩青木生来訪、朝鮮出張之所如何、此地より直に

(1) 備中新見藩主の関家か

(2) 大久保忠宣

(3) 徳永昌新

(4) 井上義斐

(5) 青木晟次郎(对馬藩士)

昨亥年六月被仰渡
有之、当年より可渡之
処、司農局押而不渡、
昨年之分にて御普請
其他を成したるなれ
とも、是を渡ことなし、
大低万事如斯

渡海にては差支候哉、関東にて其模様二再応出張

方相願出可申故、返答承度由申之

薩藩木脇⁽⁶⁾来る、石炭讓受度之由

三日

大坂より、御船役木津・安治川新式船改雜費之事承

度と申来る、同心^(マ)一人寄宿為世話として

召連

今日局御入用金当子・来丑兩年分六千兩受取として

伊沢貞吉大坂江遣す⁽⁷⁾

明石侯より官位之祝として反物・袴料等を給ハる、且家老⁽⁸⁾

四人炮術入門を乞ふ、聞く、明石家旧炮を改め、悉く一途に

成し、農兵三百人を募り銃手に教練す、此故に我門に入

るなりと云

四日

今朝、仏郎西軍艦一隻兵庫江入港、午後突然として旅宿

(6) 木脇権一兵衛

(7) 軍艦組

(8) 松平慶憲(播磨
明石藩主)

に来る、船將パーレ云、水を欠、是を給へ、又陸地遊歩、諸貨を買ハむ、是を赦せよ、云、水は早速可送、遊歩之義

は我か決する所にあらず、之を禁す、又若強て上陸する

は我か知る所あらず、我に問ハ、我は不許と云、夕刻出

帆、大坂江右之趣届差出す ○長崎丸二番船石炭

を乞ふ、五万斤^六を与ふを約す ○佐藤^一、炮台見分として

来る

五日

肥前より乗組御雇之者、御暇願書留守役持参、五・六日中に

取計へき旨答之 ○大坂より昨日逢接仏人旅宿江為

来たる義話合、与力不行届之挨拶として与力兩人来る、

聞く、豊後守殿近々御登坂之事申来ると云

○黒龍船入津、大久保紀伊^三・井上元七^四・徳永主税乗組、観

光丸乗組鈴藤初七^六・八人来る、東府近日長征之議にて

混雑、御船々右仕度と云、小子征長海軍之掛被仰付旨

(1) 佐藤与之助(軍艦組 海舟門下)

(2) 阿部正外(老中 陸奥白河藩主)

(3) 大久保忠宣(大目付)

(4) 井上義斐(目付)

(5) 徳永昌新(目付)

(6) 鈴藤勇次郎(軍艦役)

(付箋)

〔六日外国船条抄〕

承諾 ○信州高井郡堀長門領所産坪井升司、家来

分として御船にて来る、格次郎真田家にて改易相成、行衛

不知、右探索之為京都江遣す、此者象山門也

○常州之草賊説得として松平大炊水府江下たりしに、一揆輩

押掛、大炊方勝利あり、再ひ筑波山江寄ると云、征伐之東

府人出水にて未タ半途に滞留と云

六日

○安場敬之丞大坂より来る ○昨夕船便にて、佐藤与之助富

士見御宝蔵格被 仰付旨同役より申越、即日申渡す

○外国船兵庫江入津之節、逢接引受可取計、水薪等

乞候ハ、相与へ、上陸は相支、其外臨機之取計可致旨

御代⁽¹⁰⁾城より御達有之

七日

翔鶴船⁽¹¹⁾豊後殿・外国奉行菊地伊予・御目付栗本瀬兵衛

乗組坂着、今日兵庫江滞錨

(7) 堀直虎(信濃須坂藩主)

(8) 佐久間格二郎(佐久間象山子息)

(9) 松平頼徳(常陸宍戸藩主)

(10) 松平(大河内)信古(大坂城代 三河吉田藩主)

(11) 菊池隆吉

(12) 栗本鯤のち鋤雲

○御進発之節、御船にて長州江被遣候間、御達并御船手

是迄取来百人扶持、軍局寄宿江被下旨御下知有之、

又軍目付四国・九州江被遣候節、御船拜借被仰付二付、手当

可致旨等也

江戸局も種々混雜生候由承之、亜国之商船一隻御

買揚、近々相廻候由

八日

觀光船仮御雇之者退船佐賀人江御手当御褒美

取計相渡、明後日頃大坂江引取候由

○徳永より、豊後殿御用談有之、登坂可致旨達

九日

陸路大坂江登る、夕刻豊後殿御旅宿江参上

聞く、東都御進発之挙、

上様之御英意にて御直に被 仰出、有司異議紛々

たる者口を閉と云 ○仏郎西より書翰有り、云、御使之⁽¹⁾

(1) 池田長発(外国奉行)・河津祐邦(同)・河田熙(目付)

者鎖港談は、彼国、元より受けす、乍去御使我国而已

にて去るは、君命を辱むるにあらずや、事の成否は

置て不論、一旦君命諸国江可相越旨との事、然るを^{を聞く}

我国而已にて帰国、更に其意不解^を、又御使私に

伐長之議我国と共にせんといふ定約を成せり、この義

は我等おもふ、恐らく道に当らざるへし、我国敢て

これを用ゆるにあらず、若之を用ハ貴国恐らく大^ハ

害を生せむ、如何之訳敷、書を以て是を告くと、御

返書あり、此定約御使私に取計らふ者、政府かつて知

らすと、彼然^{かある}かへしといつて破れ捨つと云

○近々大坂江外国艦入津、京師江逢接之事あらむの

説ありと

○聞く、加州にて

溶姫様^②十九日事ある時、世子^③帰国あられ、京地を退きし

を被召聞^{マテ}、大に御憤あり、若帰国せは其伋に成しかたし、

(2) 前田偕子(加賀藩主前田斉泰正室)

徳川家斉女)

(3) 前田慶寧(加賀藩世子)

国中に容るゝ事なかれ、御警衛は非常の為也、然るに傍観のミならず、事に臨て引去る、寧何の言そと、此御一言にて家老割腹申訳せし者もある歟と云、女丈夫可仰

十日

大隅を訪ふ、聞く、関東にては小人事を採り、定論聊なく、閤老諏訪⁽¹⁾因幡殿太平無事を以て頗る権威あり、之に阿党する者用ひられ、議論有る者皆退けらる、誠に大息する形勢なりと云

十一日

豊後殿御旅館江参上、京師にて聞く、薩藩より建議あり、其言は、防長二州は半国を以て禁裡之御物成とし、半は征討之諸侯江下され^(ママ)へし、且京師紛擾焼失之者江は悉く御手当下され然るへし、乍去今長征如何哉不可知、先此見込を以て用途は政府より御差出可被成歟、去ながら御多端中御用途如何、其内

(1) 諏訪忠誠(老中
信濃高島藩主)

薩州より差出可申と也と(是其大意を記す)

○薩人大島吉之助・吉井中助・越人青山小三郎

来訪、云、征長之御議紛々不決、関東御混雜、実に

策之行ハるへき無し、邦人紛擾再生せん歟、如何

して可ならむやと、云、今天下危急、日々相廻、一人も実

意邦家に尽す者なし、上下大低私営小節、又

嫌疑を避くる而已、如斯にて如何そ互解せさん^ら

哉云々、越前侯より直書を給ハる、近日上京

之所、未々総督御治定なく、御進発も又御因循

空敷、幅督^(前カ)之奉命一事之成すへきなし、希

所 御進発之御速成るにあり、宜敷論あらは聞

かむと云々

十二日

豊後殿江参上、今夕御上京之積

徳永江訪ふ、関東御因循、議ある者皆退けられ、

(2) 西郷吉之助(隆盛 薩摩藩士)

(3) のち友実(薩摩藩士)

(4) 越前藩士

(5) 松平茂昭(越前藩主)

征長被仰出たる家々は、此御一挙後、其
他は 御進発前
江戸江可差越由

太平無事ならされハ勤役不能と云

十三日

聞く、諸侯參勤従前之如く妻子江戸江可相送

旨御達之由 ○今弊極爰に到つてまた如斯之被

仰出あり、天下忽ち瓦解せむ、夫天下を乱たす者

俗吏なり、激過草莽之徒何事をか行ハむや、

実に歎息次々^に涕泣を以てする而已

十三日

有馬家より門生四人を頼まる^① 弥永健吉 梅野多喜蔵^②
西村善次郎 諸富熊三郎^③

昨朝、肥後家長谷川仁右衛門・山形典次郎^④・山田五次郎^⑤・

嘉悦市之進来る、云、関東御混雜、邦家危からむ、龍之助^⑥
^⑦ 龍之助^⑦

之命あり、飛便^急にて関東に到り、御進発御迎之義

言上せむと云 ○此夜神戸江帰村

十四日

聞く、当時関東にて諸局悉く不平なり、海局も同役

(1) 弥永健吾のち久留米藩海軍士官
(2) (3) のち久留米藩海軍士官
(4) (5) (6) 横井小楠門下
(7) 細川(長岡)護美(肥後藩主細川慶順の弟)

互に不和、組之者混雜沸騰、皆空論也、一も起興之
基なく、殆局衰滅せん勢なりと云

十五日

大坂より和田崎見分二付、御船拝借之事申来る、石炭欠
耗二付断る ○長崎奉行より永持・拙両名之書状来る、過日
撰海軍艦接逢之返書

十六日

京町奉行より、小林祐三帰船便願之事申来る

○松山侯より御船拝借之使来る、聞く、此度参勤交代妻
子・隠居江戸詰如前々と被仰出ありし儀、関白殿御不承

知にて、今諸侯費弊之处、如斯は甚不可也、一応御相談
も可有之由、内御話と云、窃二歎す、此御一挙当今之時勢
に違ひ、益人心離絶を促せん歟、実に動哭して歎息而已

十七日

小林祐三来訪、京師無事、諸官皆不平と云

(8) 永持亨次郎(目付介 外国御用出役頭取取締)

(9) 二条城武具勤方

(10) 松平(久松)勝成(伊予松山藩主)

か (11) 二条斎敬(関白)

十八日

高松昇帰府、黒龍船江便す、小林生同断、有馬藩四人
之者又同断

○越前藩加藤廉之助来る、黒龍船御下代金二重之分、先
三千両大坂江返納之事を云、大隅江一封差出す

○大江船入津、監察塚原但馬⁽¹⁾・豊後殿御家来・会津藩
乗組、兵庫より悉く上京

十九日

此頃我塾中之者、姓名・出所御内札ありと云

廿日

○大坂より御船拝借之事申来る、御船江達す、翔鶴
船相廻積申遣す

廿一日

廿二日

紀伊公御進発御後備被命二付、御登坂迄御帰国之積、

(1) 塚原昌義(目付)

(2) 徳川茂承(紀州藩主)

(付箋)
「十九日一行抄」

宿駅費弊二付、御船拝借被成度、水野大炊より申越、即翔

鶴船大坂江明弘暁相廻へく間、御通用可然と返答す

廿三日

廿四日

和田崎炮台出来為見分と、市尹・御城番・監察翔

鶴船にて来る、紀伊殿御拝借御断、御陸帰国之趣

廿五日

廿六日

廿七日

廿八日 大江船江戸江帰帆

廿九日

佐藤恒蔵、炮台築造出役江戸にて被仰渡旨申聞、

此夕兵庫江着

晦日

操練所御門建前之由、為祝義六百疋遣又

(3) 水野忠幹(紀州藩付家老)

聞、九州・四国之人心征長二付異議紛々と、又芸州多人数集

会之地故、雜費巨万更二無手当、家老国事を憂へて

割腹せし者あり、君侯引籠言上あらん歟之沙汰有と云、

尾州老侯御出張之風評あり

十月朔日

二日

此夜京師菊地・栗本より御用状、豊後殿急速翔鶴船

にて御帰府二付、大坂江廻候様申来る

三日

翔鶴船にて大坂江行く、豊後殿江拜謁、窃二聞く、此度御同

人関白殿御初江、此両三年之事情委細無御腹臆御話、大に情

実を尽されしに、関白殿殊二御得意なりしと、又無識之堂上方

彼是異議ありといへ共、再応御説得、終に鎖港攘夷之事

実事二被行へからず、今内外一時に戦闘二陥らは、如何そして

国之政機立へけん哉、先内より先にし、一時御猶予之方と申義

(1) 浅野茂長(長訓
芸州藩主)

(2) 徳川慶勝(尾張
藩前々藩主 征長総
督)

(3) 二条斉敏

御許容成り、仰含られし事などにも及ひしと云、豊後殿

之苦心(ママ)可感へし、御所にては、是迄海外之事情御妄見、

唯古昔蛮夷之情体と被思召、且内備之不整、諸藩之

費弊して振ハす、累卵之世態なりといへ共、東府之上官

赤心を以て是を弁する者なく、又真に己知る者なく、唯々

虚飾之浅言を以て奉答し、御所も又同断にて、虚字

終に脱せず相責むるの形勢なりしより、其間詐謀も

行ハれたり、此末また如何

○尾州老公七・八日頃御下坂、御進発御供之義御申上に

相成由 ○東府は因循無識之輩勢を得たるに似

たりと、且大低面諛者にあらされハ登庸なしと云、

微臣志を決し、当今の形勢を以て切に

言上し、譴責を蒙らむと決心せしに、豊後殿御帰東二付、

又滞在之事と成る、今此危急に臨て建言する者なく、

君を危くし、国を誤つ、豈有志者之所為ならん哉、憤懣

胸に満つ

四日

聞く、上州之一揆再ひ勢を得たりと、酒井左衛門家御先手
被命居しか御免、江戸御警衛再ひ被命

五日

越藩井原立二・林矢五郎来る、越家も又近々下坂と云

○服部長門より来翰、返書即日遣す ○梶江も一封差立

六日

佐藤与之助御手当五人扶持一倍被下候達有之 ○聞く、因州家

騒動殺人ありしと云

七日 此日帰村

此夜、夷船五・六隻大坂江入津

八日

御船難波小早御入用金三百六十七兩之証文調印、同心

村竹啓次郎江渡す

(1) 酒井忠篤(出羽庄内藩主)

(2) (3) 越前藩士

(4) 服部常純(のち綾雄 長崎奉行)

(5) 海舟の愛妾梶くま

(6) 軍艦組 海舟門下

肥前老侯船
二隻にて兵庫
入津、十一日払曉
大坂行

○仏郎西船一隻、暫時兵庫二泊(船カ)す、夕刻出帆

九日

大坂より支配岡部与三二講武所世話心得申達趣申来る

十日

江戸より尾張殿江御船二・三隻拜借被仰達候間、御同家

より御談可有之旨申来る

十一日

佐藤間(ママ 佐久間カ)之荷物、升司持参預置

大坂より観光船拜借之義申来る、少々損所見出二付、急速廻

方難出来旨徳永江申遣す

十二日

仏郎西一隻兵庫江入津、午後操練所ニ来る、船将タライ

へス、船号キンソン当朔日長崎出帆、遠江洋にて強風、石炭

食物を減し、蒸気損所出来、当港ニ入、修覆歟或は石炭

六万共食料等を乞ふと、午後同船江行く、上陸其他種々

(7) 鍋島閑叟(直正
肥前藩前藩主)

(8) 徳川慶勝(尾張
藩前々藩主 征長総
督)

申出る、皆大低断る、石炭其他を可遣旨答ふ、明後日退帆を約す ○考ゆる、兵庫港は仏人注意する切なり、必らず是か為に言を建つるならむ、当時大坂与力二人、同心四人詰合、他は道路之人、甚掛念するハ国家転覆を企つる者あつて、如斯異船入津長滞泊中、殺害等の事あらは、必らず不日に戦鬪起らむ歟、兵庫は往来日夜何人を不言、不測之変測るへからず、速に御所置なくんハ災不可知

十三日

大坂江仏船之一件手紙認、明朝差立之積
越前家御船拜借、於京都申立候処、永井主水小拙江可談旨にて、家来林矢五郎来る、御船無之差支之趣答之聞く、東府此節松平左兵衛督御用部出席江、大二宜敷方と聞く、常州之一揆も大低散乱歟之由、当七日東都出立之者話之由

(1) 永井尚志(大目付)

(2) 松平(吉井)信発(上野矢田(吉井)藩主)

尾公明十五日御下阪、越前家十八日と云、塾之越藩
不残供方被申付、早々引取度旨談有之
京地は 一橋公御初皆手をつかね、建言周旋等之
事なく、形勢を待と云

十五日

尾州家奥田伝蔵・船頭小川金太夫、御船拝借相濟
二付、引渡方其他手続之為来訪、答、御船当時御用立
分未廻、甚困迫之由を申上、飛脚にて小拙よりも東
府江申上呉られ度、老侯も御途中御差支而已
故、時宜ニ寄御船にて、広島迄御出張哉之説も有
之、旁速に取計可申旨談し帰る
徳永より来翰、翔鶴船今日迄帰帆無之、豊後殿
家来甚心配之趣申参る

十六日

此日、江戸江御船廻方之義急飛にて申上る

(3) 徳川慶勝

(4) 松平茂昭(越前藩主 征長副総督)

(5) 一橋慶喜(禁裏守衛総督)

(6) 徳川慶勝

(7) 徳永昌新(目付)

(8) 阿部正外(老中 陸奥白河藩主)

○久留米藩⁽¹⁾戸田健次郎来訪、□侯より当春

御船拝借之礼あり、聞く、久留米・熊本之人数

先達より小倉に出張、入費莫太、大に困すと

十七日

午時、大坂尾州殿并戸川鉦三郎⁽²⁾より、当廿三日戸川氏

広島にて毛利家老江申渡御用二付罷越候間、御船

可相廻旨申来る、観光船は当月一杯ならては御用

立兼る趣返答

肥前家牟田二右衛門・佐野栄寿⁽³⁾左衛門来訪、皆閑叟⁽⁴⁾

侯之供にて蒸気二隻之船将也

十八日

今曉尾張殿より、戸川廿二日迄に広島江被差遣候間、是非共

取扱御船出帆可取計旨申来る、当地御船なし、実ニ無理

成ること言語に絶ゆ、無拠観光船大破之候廿日迄出帆

可為致旨答ふ

(1) 戸田健太郎(乾吉 久留米藩士)

(2) 戸川安愛(目付)

(3) 佐野常民
(4) 鍋島閑叟

軍監御目付介三人御軍艦拝借済之由申来る、無御軍艦旨

答ふ ○越前家より願出、京都御老中より大坂江御城代江達⁽⁵⁾

観光船拝借之義被仰渡 ○唯一隻之破船、如斯諸方より

拝借申出、実に手段なし、此趣江戸江申遣、廻船を乞ふ

○観光船乗組江別段御手当を歎願す、無是非取計

遣す積申渡ス

十九日

今朝大隅⁽⁶⁾より、戸川并軍目付共飛船ニ而参ると決

定、小倉より萩迄観光船御修覆取急キ仕立

可廻旨申参

午時尾州殿より、戸川広島江送込、引替軍目

可差送旨取計方いたし可申旨申来る、前後

一定不為、殆と不弁、直ニ乗切ニ而登坂

夜中大隅方江参、承見候所、戸川既ニ出船、最

早よろしくと云々、今万事如此、皆錯誤而已

(5) 松平(大河内)
信古(大坂城代 三
河吉田藩主)

(6) 松平信敏(大坂
町奉行)

廿日

永井主水正方江行き、觀光乗組憤発、内海中
之御用は幾度も為致へく、外海は大破二而
御用立申間敷旨断置

軍目三人江面会、觀光船二而小倉迄可送旨
約す、同人輩も万事御差図相違、進退
すへき不能、大当惑と云

聞く、常州水戸城江玄蕃頭殿御入城ありて
より、一も果々敷事無之、且水戸御別家大炊頭
一揆之督と成られ、勢又振ふの説ありと

○永井より談軍目三人萩江渡海は薩州之船^{二而}
便江乗組方頼呉へく哉と云、夕刻、吉井幸輔⁴
右頼之書状遣す

○越前毛受鹿之助来る、云、小拙相願同行相談等
いたし度旨、閣老江申上へくと一定、九州路江参呉へき哉と、

(1) 天野民部(軍目付)・平岩金左衛門(同)・内藤平八郎(同)

(2) 田沼意尊(若年寄) 遠江相良藩主

(3) 松平頼徳(常陸宍戸藩主) 十月五日賜死

(4) 吉井友実(薩摩藩士)

(5) 毛受洪

七兩貳分 健蔵
 扶持方給
 拾兩 暮し方
 五兩 四郎太夫宿料
 五兩 縫物其他
 五兩 小者給料
 右健蔵江渡置

答、命下ららは辞せずと^(行カ)、聞く、関東先日中左兵衛督殿

出営、大ニ言語開らくへく勢成りしか、御同人も当節ハ

御不首尾御引、豊後殿も又同断ニ而、不可言之形勢、

肥後・会津・島津家より下りし者も忠節之意不達、誰人

も取合者なし、大低皆上京、唯歎して言語を絶す

と云

廿一日

此日乗切にて神戸江帰る

廿二日

江口純三郎⁽⁷⁾ (ママ) 来る

○広井磐之助来る、海軍修業懇願之由申聞る⁽⁸⁾

○御城代より御達有之、江戸用有之候間、早々帰府^{表ニ而}

可致旨御達、大隅守より届く⁽¹⁰⁾

廿三日

大坂江行、夜二入、尾州殿御本宮西本願寺より御使

(6) 松平(吉井)信
 発(上野矢田(吉井)
 藩主)

(7) 肥後藩士 横
 井小楠門下

(8) 海舟門下 土
 佐藩出身

(9) 生島四郎太夫
 (神戸村名主)

(10) 松平信敏

(付箋)

「廿二日御城代云々 廿四日
全抄」

歟也、因て参上、成瀬隼人正江面会、御船之事并困
難之事共御口上あり、公より御菓子を賜ハる

廿四日

今朝、徳永主税来る、云、江戸之諸官形勢昨と
異なり、謹て議論するなかれと

○越前家毛受鹿之助来る、御船拝借之事、且同

家より諸願立、小拙同行之事申上候間、聞濟居候
様申聞る

○今日引船江乗り伏見江登る

廿五日

暁七ツ時出立、早駕籠にて帰府、夜二入、坂之下

泊、此辺山間近日降雪と言

○昨日、尾公之人足国民三千人計登坂を見る、皆

白木綿之無袖羽織、手拭を以て五色に分ち、四十
八字之幟を立つ、則兵糧・器械・車・弾薬等なり、

(1) 成瀬正肥(尾張藩付家老)

我もはや 世を
切りすてん 鈴
鹿山 またなり
いつる 世にし
あらねは

世の中も 我か
身もいかに なるみ
かた ひかた路遠
く 千鳥啼也

弥高く 天にそひへて
富士の根ハ くたり
行世の すかた
ありしな

東海道中にて
景は富士、川は
大井川、坂之長き
は箱根、湖は
琵琶湖而已、其
他は隘狭、見るに
足るものなし

一隊毎に士官兩三人附属し、隊伍甚佳也

廿六日

坂之下出立、鳴海に泊す

廿七日

暁出立、舞坂に泊す

廿八日

府中二泊す

廿九日

箱根泊す、定宿某二止る

十一月朔日

戸塚に泊す

二日

帰府、直二御用番豊後殿江御届、御逢、尾公

御口上且形勢口上、兩三日出勤無之、少不快之趣

申上置

三日

大島友之丞⁽¹⁾来る

四日

五日

大久保越中⁽²⁾来る

聞く、六・七日前、鎌倉辺ニ而英之セネラル⁽³⁾殺戮

之事あり、英人未タ困難を不申出と云

○或人云、当時諸官員一も勢を得たる者なく、唯無着

其中奥御祐筆頭等賄賂を以て諸事を決す者両

人、諏訪侯⁽⁴⁾・酒井飛弾侯⁽⁵⁾意を得たり、松前侯は⁽⁶⁾

唯私營、西蝦夷を拝領せられし、其私可思、皆俗

吏之手に成る歟、傍人知れとも不言、いへは必らず

擯斥せらる、諸侯伯より使せし者

上旨に入らず、又京師之形勢掩て

上聞に達せすと云

(1) 対馬藩士

(2) 大久保忠寛(一翁 勤仕並寄合)

(3) ホールドウィ
ン(陸軍少佐)とバ
ード(陸軍中尉)

(4) 諏訪忠誠(老中
信濃高島藩主)

(5) 酒井忠毗(若年
寄 越前敦賀藩主)

(6) 松前崇広(老中
松前藩主)

我微力を以て奉仕
すること爰に三年、
其間死生弁せず、
尽力すること無数、
唯邦国之安危
損亡を以て任とし
不顧、言用られず、
志不達、終に俗
吏之為に塞かれ

○明六日四ツ時、西城江登宮いたし居可申御書付、同役

(術カニ)
役石野より来る、同人江名代頼遣す

六日

伯耆守殿口宣御渡、民部名代勤呉れる

七日

聞く、英人云、下之関を可開、然らされは長との戦争償

金長より式百万、政府より一百万ドル并メヂ(10)ユサ失敬

を受けし償として別に十三万ドルを得へしと、若下之

関を開らかは、此償皆免るすへき也と

八日

九日

柴田権之進来る、聞く、近日松・諏の二侯益得意、言

路塞して不通、大奸国家を誤たむと云説草間

に起れりと、又可歎、是等を聞て独焦思深慮

すれとも、其志 上達せず、愁鬱に堪へず、涕洟

(7) 石野民部(則常
軍艦奉行並)

(8) 松平(本庄)宗
秀(老中 丹後宮津
藩主)

(9) 石野則常

(10) オランダ艦の
名

如何共すること能ハす、
然れ共一片之赤心
天下豈知る人
なからむ哉、
悠然として榮辱
に志なし、唯累代
之國恩に報ゆる而已、
他何をか省ミむ

放官之後、籠居
無事、旧友之書翰
を古箱中に探
くり、十年之知己
大低泉下之鬼と
なるを歎す、
就中象山之手翰
之多き、皆天下之
要を論し、或は
學術之昧^レ蒙を
解くもの比々
として絶へず、実
に英物逸才なりしか、
今鬼籙に入る、唯一知己
小楠之近日龍^⑦之助
公子之侍読と成
りしと云を聞く

するのミ

此夜、和泉殿より御奉書、明日四時登 營すへき
旨、若病氣二候ハ、名代可差出と也、石野氏を頼む

十日

御役御免寄合被 仰付旨、石野より申来る

十一日

肝煎^②妻木主計より問合有之

十二日

本日肝煎江下札を以て答ふ、細^④明書差出

聞く、松前西蝦夷を復し、山形^⑤・浜松所替、牧野新瀉復^⑥

領之私議あり、執政如斯私營を事とし、有司皆

諛佞す、志有る者は悉く擯斥せられ、万事

上達せず、言語之閉塞甚敷、又聞く、酒井飛州所替

之調ありと、嗚呼幕府之士一も忠烈之念なく、天

下之瓦解を促す、微臣世評耳に入ること悲憤

(1) 水野忠精(老中
出羽山形藩主)

(2) 妻木頼欽(寄合
肝煎)

(3) 佐久間象山

(4) 水野忠精

(5) 井上正直(遠江
浜松藩主)

(6) 牧野忠恭(老中
越後長岡藩主)

(7) 横井小楠(もと
肥後藩士 思想家)

(8) 細川(長岡)護
美(肥後藩主細川慶
順の弟)

(付箋)

「十日及十二日第二条抄、標記附記」

胸間に充塞す

○昨大坂江書状差出し、神戸之所置を佐藤(9)に託す(マテ)

十三日

十四日

十五日

十六日 杉浦(10)兵庫来訪、終日雑談

十七日 柴田権之進来る

十八日

聞く、薩藩下之関江行く者、長藩之輩者数人京師にて生

捕し輩を連れ行きたり、また岩国より人を雇ふて

導とすと云、薩藩之識、遠く他藩之上に出つ

十九日

薩藩高崎伊勢来る、山階宮(11)に附従すと云、此

宮頗る世之形勢を御会得あり、当節西洋の事情

を御調あり、後大に御知見を開かれむ歟

(9) 佐藤与之助(軍艦組 海舟門下)

(10) 杉浦誠(六月十七日目付を罷免、勤仕並寄合)

(11) 高崎正風

(12) 晃親王(国事御用掛)

聞く、此日水府浪人
数人来、美濃犬山之川
向鶴沼と云所に一泊北方
江行くと云

近日、松前伊豆殿征
長として出立
上州辺之残党信
州高遠江出、上京
歟、或は甲府江行
くの評ありと

廿日

廿一日

廿二日

廿三日 此頃、操練所頭取荒井・伴⁽¹⁾、一等軍艦組堀⁽³⁾・浜口⁽⁴⁾・塚本放逐と云

廿四日 小林祐蔵来る⁽⁶⁾

廿五日 浜口興右衛門来る、先同役矢田堀も退職被 仰付由⁽⁸⁾

廿六日 千本弥三郎来る⁽⁹⁾

本日、神戸地行所猶又御蔵米二御引替被下候書付、⁽⁷⁾

妻木主計より渡す

廿七日

昨日被仰渡之御礼、内田直之丞頼三、御月番阿部殿・土岐殿⁽¹⁰⁾⁽¹¹⁾⁽¹²⁾

江廻勤

廿八日

廿九日

(1) 荒井郁之助(十一月十八日軍艦頭取より講武所奉行支配取締役)

(2) 伴鉄太郎(十一月十八日軍艦頭取より開成所取締)

(3) 堀貞次郎か

(4) 浜口興右衛門

(5) 塚本桓輔

(6) 十月二日鉄砲玉乘奉行に就任

(7) 松前崇広

(8) 矢田堀景蔵(鴻十一月二十二日軍艦奉行並を罷免、勤仕並寄合)

(9) 越前藩士

(10) 軍艦組

(11) 阿部正外(老中陸奥白河藩主)

(12) 土岐頼之(若年寄 上野沼田藩主)

十二月朔日

常州之竹田⁽¹³⁾

耕雲斎已来式千人

計美濃路合渡之

固敵ゆへ、越前谷波

之山間江入り、阿久と云

処に出つと、越之大野

江廿里計、大野之備敵

なり、越前家よりも加

勢を出たすと云

十一月朔日

二日

三日 高崎伊勢来訪、聞く、長州家之三家老を斬而

謝罪、吉川家周旋、大かた右二決着成さむと

窃聞く、或人薩藩に密告して云、松前侯之上京は

橋公を放逐之事にあり、若公是を御不承知ならハ御自

刃成さしむるの策あり、或説二は、当今天下之形勢爰二

及ひし所以、前水老公之奸謀に出て、橋公も又非常之

大胆、専不羈之御志あり、故に此公を倒さすんは有へから、

京間之官吏并西国侯伯皆其毒に酔ふ、薩是を不察

すんは有へからず、若誤て助くるの意あらは、存外之後

難あらむ、今幕府は英咥^(イギリス)に結て、国内事あらは

英兵を引て之を助く云々と密告せりと

四日

五日

(13) この記事が十

二月朔日条に入るこ

とを指示したものが

(14) 武田耕雲斎(水

戸藩もと執政)

(15) 国司信濃・福

原越後・益田右衛門

介

(16) 吉川経幹(周防

岩国藩主)

(17) 一橋慶喜(禁裏

守衛総督)

(18) 徳川斉昭(水戸

藩九代藩主 万延元

年死去)

多賀右金次来る、聞く、尾州之令あり、毛利大膳伏

罪あり、諸手之攻口暫時令を待て攻入る事なかれ

と、又三家老松田⁽²⁾弾正・国司信濃・福原越後を誅

して、其首広島に出たり、成瀬隼人⁽³⁾検しせりと、其他

数十之首級を送くる、また萩城・山口之城受取へきの命

ありしに、山口は応命、萩は有免を願ふと

柳川家不都合之事ありと^(マ)長藩をかくまふ事歟と

其実を知らず

六日

七日

八日

高崎伊勢江使遣す 山階様御書を願ふ⁽⁴⁾

九日

尾藩水野彦三郎来る、船時計の事を云⁽⁵⁾

十日

十一日

徳永主税大坂より帰府、用人江竹川⁽⁷⁾為替手形頼ミ持参すと云⁽⁸⁾

十二日

万屋鳴鷺来る、霞外老人并半香⁽¹⁰⁾も死すと聞く⁽⁹⁾

(1) 毛利敬親(長州藩主 十一月四日慶親より復す)

(2) 益田右衛門介

(3) 成瀬正肥(尾張藩付家老)

(4) 山階宮見親王

(5) 尾張藩江戸周旋方

(6) 徳永昌新(目付)

(7) 佐藤与之助

(8) 竹川竹斎(伊勢射和の商人)

(9) 福田鳴鷺(万屋兵四郎、敬業 書肆)

(10) 福田半香(画家)

高木三郎・彦助を黒龍船便二而大坂江遣す、神戸之事、佐藤江頼む、三郎江話談ス

芸州書付之廻状(16)能勢より到来、即菊地角左衛門江順達

十三日 片山椿助来る、御証文願下案取くれ候由申聞ル

十四日

大越来訪(13) ○竹川より為替金三百兩受取

十五日 千本弥三郎来る、春嶽公より贈あり、公之厚意不可忘、

聞く、一橋公、浪人鎮撫之為大津宿江御出張と云

○長崎服部左衛門佐より来翰

十六日

御証文願妻木江差出ス ○越藩 儀作来る、安井并佐藤、

松平大隅江各一封渡ス 安井江頼み梶江之二封頼む(17)

十七日

十八日

我古き門生上田藩赤松清次郎来る、聞く、水浪信州和田峠

を越へし時、峠に大炮を備へ、諏訪・松本之人數敵敷備へしか、浪人

六人計後江出、打入しに悉く遁れ去り、前より攻来り、城二遁込

見苦敷かりしと云

(11) 出羽庄内藩士海舟門下

(12) 軍艦頭取

(13) 大久保越中守(忠寛)

(14) 服部常純(のち綾雄 長崎奉行)

(15) 安井九兵衛(大坂町方南組惣年寄)

(16) 能勢頼之(目付)

(17) 松平信敏(大坂町奉行)

(18) 海舟の愛妾棍くま

(19) 赤松小三郎(上田藩士 海舟門下)

(20) 水戸浪士 天狗党のこと

先達而御引替被

下候御知行、摂津国

兎原郡・八部郡高

七拾四石余之儀、猶又

御藏米御引替被

仰付、御代官齋藤

六藏支配所相成候間、

先達而相渡候高附

目録可被相返候

右は水野和泉守殿

御差図二付、松平对馬守

松平備中守申達之

右被仰渡奉畏候

元治元年十二月廿日

勝安房守家来

松浦祐助印

○京師御警衛加賀・

津軽家来三月迄と

聞く

十九日

妻木より達、家来即刻可差出旨、則明日御勘定所江家来

可差出旨、勘定奉行松平对馬より之達相渡

廿日

下御勘定所江新助差出ス、神戸地行所引替之事被申渡

廿一日 津軽藩塾生七人上京之供二而明後日出立、為暇乞来、

御代官齋藤六藏江高附目禄帳為持返納之所、明後日可受取

旨申聞ル ○能勢金之助来ル、聞、小栗上野軍艦奉行と成、

徳永主税・設楽弾正退職すと、岡野平次郎来ル、金百両遣

廿二日

廿三日 大島友之允来る、朝鮮の事御沙汰出直之趣、御達有卜云

地方高附帳御代官齋藤六藏江返し差取る、猶本紙

此方より御勘定所江返進可為旨にて相渡す

并日 四五月附之御証文操練所来る、同所江垣屋義助為

持渡ス趣、尤御渡は

(1) 松平正之

(2) 能瀬頼之(八月六日目付を辞任)

(3) 小栗忠順(十二月十八日軍艦奉行に就任)

(4) 水野忠精(老中出羽山形藩主)

(5) 松平正之(勘定奉行)

(6) 徳永昌新(十二月十八日目付を罷免)

(7) 設楽寛(十二月朔日目付を罷免)

(8) 小姓組 岡野

孫一 郎子息

(9) 万屋兵四郎(福田鳴鷲)の略称

(10) 松平康正(勘定奉行)

(11) 对馬藩士

(12) 表右筆兼書替奉行

廿四日

高帳本紙日下部官之丞江為持返進取扱頼む、承知

之趣申聞る

御証文書替所江為持相渡遣但昨亥年一通、当子五月附之分一通、右妻木江写届置く

長崎服部より蘭書十七冊附幸便届来る ○安井九兵衛より

来翰、梶より之一封来る

廿五日

廿六日 諸所江附届遣す

廿七日

年始太馬代刀、使者ヲ以て差出哉之儀、頼坊主白井宗民

より申参ル、槽屋筑後江振合問合(14)

廿八日

白井宗民江太刀・馬代献上取計頼遣す、費用老

両式朱也と

歩行願御附札にて相済む、妻木より渡す

⁽¹⁵⁾ 老侯江歳暮祝儀

として廿八日より込合さる様

可参旨

御礼日遅刻いたし候ハ、

遅参之分姓名除き可申

(13) 勘定組頭

(14) 槽屋義明(九月五日禁裏附を罷免、勤仕並寄合)

(15) 松平春嶽か

旨等之廻状二通
来る

廿九日

糟屋より紙面来る、献上之事肝煎江問合せしに、伺二成
る所、其儀及ハす之趣申来る、白井方江右之趣申遣、取

計頼む事

元治二乙丑正月

元日

二日

三日

植村⁽¹⁾帯刀・岡田・片山⁽²⁾等年始ニ来る、聞く、常賊加州江行

き降りりと、又細川・島津両家之藩士、頗る過激之挙有と云、

長州⁽³⁾侯父子、自書を国中ニ示し、朝廷の意を慎て奉すへしと布

告す、故に国中皆戸を閉ち、敢て抗せずと、また聞く、藩士は不服

あり、大に内破ありと云 ○松前⁽⁴⁾は京師之警衛被命たりと云

四日

高家横瀬筑前より如左達有之⁽⁵⁾
但献金之事問合之為、
新助遣せしに為持越

(1) 講武所師範役

(2) 片山椿助(軍艦頭取)か

(3) 毛利敬親と広封

(4) 松前崇広(老中松前藩主)

(5) 横瀬貞固(高家肝煎)

覚

〔横瀬筑前守〕

一、御献上之黄金 一枚

一、御官金 四拾兩

右之通、来ル十一日・十二日之内、拙宅江被遣候様存候、以上

正月四日

五日

朝、越前江昨年之礼状千本弥三郎方江頼遣す

○留米藩 久 両人来訪

千本来る、聞く、竹田伊賀守武耕雲齋之事加州江降たる、越之敦

賀に留まれり、其徒千人計と、橋公并春嶽公其他之諸家

人数出張、中途二取囲ミしに、終ニ降れりと

長藩之御所置、薩家之説にては、山口城破却済、父子蟄

居にて落着然るへしと云、これは岩国之周旋なり、しかる

に大小監察、荻城破却父子西伝之事を吉川家秋に軀力

達したりしに、同家色を失し、中々右様にて周長二州の

(6) 越前藩士

(7) 吉川経幹(周防岩国藩主)

士民までも承服すへからず、後動測りかたし、寛免の

御所置を乞ふと ○尾家は、既二伏罪の上は御所置

関東之裁決にあらむと、此議等紛々一決せず、諸藩

を広島に召集め、其決議を問へよと

六日 進献之事二付、土方出雲江問合、例書別記二

有之

八日 大判改として京橋後藤四郎兵衛江使遣す、引替

料三步、書替料老歩可遣旨申聞る

九日

十日

三郎神戸より帰る、書類・刀銃等持参、聞く、松前閣老

帰東、若年寄・御目付は船にて帰東と

十一日

進献之黄金、横瀬江以使者頼遣ス

男谷勝三郎年始二来る ○聞、松前初不首尾二而

(1) 徳川慶勝(尾張藩前々藩主 征長総督)

(2) 土方勝敬(浦賀奉行)

(3) 大判座頭人十七代典乗

(4) 高木三郎(出羽庄内藩士 海舟門下)

(5) 立花種恭(陸奥下手渡藩主)

(6) 神保長興(大目付)と塚原昌義(目付)

(7) 海舟の従兄男谷精一郎子息

松平⁽⁸⁾伯耆守・阿部⁽⁹⁾豊州
京都御使被命と
聞く

四日広島出立
当月二・三日頃、尾州
侯広島より大坂
江陣、諸家も大低
引去ると、一昨大江丸
帰東、永井⁽¹⁰⁾主水・戸川⁽¹¹⁾
鉾三郎⁽¹¹⁾帰府、登城なし
と聞、此兩人は尾公江
前倍従せし監察也

被引たりと云、或は云、御上洛之事御受、帰東ニ寄る歟と

十二日

十三日

妻木より非常之節詰場所之直達、家来江有之

同所江持高之書附差出す

十四日

御足高被下方願并元高取調書、妻木江出す

十五日

十六日

千本氏来訪、聞く、長州江脱走之五卿、筑前・肥後・肥後^(ママ)・薩州・

久留米之五家江御預ケと云、随属之激徒千人計、内五十人は

諸家之脱藩、跡は長藩也と、此者此挙承服せず、

脱藩人は承伏せしと云

十七日

十八日

(8) 松平(本庄)宗
秀(老中 丹後宮津
藩主)

(9) 阿部正外(老中
陸奥白河藩主)

(10) 永井尚志(大目
付)

(11) 戸川安愛(目付)

(12) 三条実美・東
久世通禧・壬生基修
・三条西季知・四条
隆調

聞く、京都江
長州侯被召たる
と云風評あり

唐津侯より小説為見、其説を問ふ、^答聞く、京師ニ而二条
殿初四卿国事掛被 勅と云

妻木より家来呼出、御証文百俵之分下書相渡ス

十九日

今朝、妻木江御証文願差出頼ミ、^マ

廿日

廿一日

薩藩柴山良助来る、聞く、松前侯大坂江着之所、

長之御所置大低濟際故、直ニ上京、会津・桑名⁽³⁾

江出会之処、御 上洛之議を被聞、大ニ閉口、夫より

二家同道にて 兩親王家・関白殿下江被参、⁽⁵⁾⁽⁶⁾

議論を聞かれ感激、東下方端之御所置ニ而赤心

御覽可被下旨之由、川崎ニ而御同役より文通、登

城不可然とあり、其夜窃ニ御帰家と云

立花出雲殿は、出立之日 橋公近江より御帰京⁽⁷⁾⁽⁸⁾

(1) 二条斎敬(関白)

(2) 妻木頼欽(寄合
肝煎)

(3) 松平容保(京都
守護職 会津藩主)

(4) 松平定敬(京都
所司代 伊勢桑名藩
主)

(5) 朝彦親王・晃
親王

(6) 二条斎敬

(7) 立花種恭(若年
寄 陸奥下手渡藩主)

(8) 一橋慶喜(禁裏
守衛総督)

旧臘、関東郡代新規出来と云

に逢、御引留御逢之所、一言之御談も無之由被申、
強而如何之御用哉と被聞候所、関東近傍紛擾之地、
將軍家御相談御相手なし、橋公御東下御願候義

被 仰立へく旨之趣、橋公仰二云、中々愚身関西

一方も無覚束、其上関東まで之事不可及力

云々、猶出雲滞京追々御相談あるへき由、

出雲殿急キ候由御請二而帰東と云、風評二は松前

橋公御逢を通るゝ為、急キ発途と云

廿二日 長崎来状、云、生、丈夫

鳴驚来る、聞く、清之新聞紙二云、咸豊帝之

嬪賢明也、一之英物宋国盼と云者を挙げ、万

事を委任せしむ、これに因て国盼、先南京之賊巢

を責、城内江地道数十を穿ち、終に落す、賊将

士員三千人衆兵十四万を殺戮せりと、道光より

爰に式拾余年、終に一新す、西洋諸国も又大に

(9) 徳川家茂

(10) 梶くまとの間の子梅太郎の出産

(11) 清朝九代皇帝嬪はのちの西太后

(12) 曾国藩か

其威力を憚ると云

京地之風評二云、常陸之流賊入京之説ありし時、

京師二ては、彼輩水老侯之遺志を継ぐ者なれハ

帝都江奉対して災を成さし、入京害ありしと云説頻

なりしに、橋公之仰二云、彼輩水府旧臣紛擾をな

せしもの、誅を加へすんは有へからず、暫時之御暇を乞と

しきり懇願あられしにより、終に御出張ありしと云、且説

あり、若彼輩異図なくは討へからず、橋公甚御不承知

なり、時に加州江出勢を令せられし、御先鋒二於ては勤

むへしと、是等二も云々ありしに、終二降伏に到れりと

廿三日 大坂松平大隅并安井方江書状、但梶之書状頼

廿四日 此日より雨止、大風

廿五日

柴田権・越藩山本龍来訪、聞く、常陸之脱藩竹田初

皆橋之御取扱にて、警衛は加州之手也と

(1) 徳川斉昭(水戸藩九代藩主)

(2) 田沼意尊(若年寄 遠江相良藩主)

(3) 宗義達

(4) 武田耕雲斎

当時加州江御預
之人数七百人程、
日々之費用貳千
金二到る、尤御所置
は関東之令による
歟、或は聞、令あり、
悉く田沼玄蕃殿
江引渡、誅戮すへ
しと、此事異議
ある歟、如何

長人五拾計、船にて对
州江脱走せりと、此説
恐らくは非歟、昨夏
对州人長藩
江党し、对州侯を
長州地方江移し、別に
後見を立て、对州地
を一洗せんと企つる者

あり、此事発覚して、罪
死する者廿余人也と云

昨日山脇治右衛門来訪、聞く、水戸殿当歳御物成八万石計、⁽⁵⁾
御閉居、旧臘被為在しより已来御加力之義なし、残り止る

御家来四百人計、此中近日五・六拾脱走せりと云

京師より

山階宮 御染筆一葉来る

尾老侯は名護屋^(名古屋)御滞在、近々御東下と云、長州之御所置

御同人之御意^(二)而、周防一ヶ国召上、徳山⁽⁶⁾ヲ以て家督とし、吉川家

江^(を)御取建、諸侯ニ列せしめ、万事周旋せしめて可らむと云

廿六日

廿七日

大島友来ル

廿八日

廿九日 千本弥三郎来ル

晦日

二月朔日

(5) 徳川慶篤(水戸藩主)

(6) 毛利元蕃(周防徳山藩主)

岡野平次郎来る、九条殿下日光御参礼として御東下、右警衛

両番二組登京と云、同人も同断

柴権兩人同道来る、宇津宮戸田、先日野州之事二而二万

七千石上り、五万石分家戸田土佐江被下、所替は追而御沙汰

と云

二日

三日

四日 黒水泉次郎来る、近々御役又可出と云

此夜廻状、田安寿千代殿逝去之由

五日

六日

七日

八日

九日

浜口興右衛門・山本龍太郎外両三人来訪、聞く、

(1) 九条道孝(国事御用掛)

(2) 戸田忠友(下野宇都宮藩主)

(3) 田安家六代当主 慶頼子息

(4) 軍艦組
(5) 越前藩士

京都二而尾張侯・越前侯

御上洛迄被 召留、皆滞京と云、西国之諸侯、妻

子東出之事、皆難決を云、既二細川二而御内意伺候所

不聞届、又備前被よりも願書出、東西之御所置大ニ

齟齬を生せりと云

常州竹田(武)か徒、関東二而は田沼侯江渡し召連、

或は死罪すへきの御所置といへとも、京二而は左程

の事共不 思召哉、越前家も近日加州と同敷

警護被 仰付と云

長州二而、萩城江激徒切込太勝たり、又吉川家江

も切入りたりと云、是は風評而已

十日

薩藩四人入塾を乞ふ

十一日

伴鉄太郎来訪(10)

(6) 徳川慶勝(尾張藩前々藩主 征長総督)

(7) 松平茂昭(越前藩主 征長副総督)

(8) 細川慶順(肥後藩主)

(9) 池田茂政(備前藩主)

(10) もと軍艦頭取

十二日

鶉殿団次郎来ル、旧臘被 召出、五拾俵三人扶持を賜ハる

と云

十三日

薩藩四人入塾

十四日 都下更ニ穩也、閣老・参政退城大低九ツ時過ナリ、

十五日

十六日 或ハ別園ニ釣シ、又楽譜・茶之湯あり、賄賂

盛に行ハると、或人之話ナリ

鈴藤勇次郎来る ○大坂佐藤(3)より来翰云、長藩之

過激輩山口を取立、萩と岩国之通路を断ち、

長藩伏罪と云徒と相戦、暫之勝ニ乘シ、其勢尅

万余りに到れりと、又会津侯

御上洛之事言上之為、東下之積なりしに、両閣老(4)

上京ニ付暫らく見合、其時宜ニ寄と聞く

十七日 岡野江時計を用立使、途中ニ而碎、碎破す

(1) 長岡藩士

(2) 軍艦組

(3) 佐藤与之助(軍艦組 海舟門下)

(4) 老中阿部正外と松平(本庄)宗秀

十八日

十九日

廿日

廿一日 廿二日

廿三日

杉田⁽⁵⁾玄端・福田鳴鷺来訪、聞く、越前敦賀に

捕ハレ居る水藩^(武)竹田耕雲初伏刑と云、五人

敦賀ニ而斬られ、十三人は彦根ニ而刑さると云、残徒

調中なりと、又聞く、長之下之関ニ而外国ニ密交

易あり、しハく小倉より届出、此頃外国人江御掛合

に成りたりと、水府ニ而は罪せらるゝ者甚多し、

断絶之家三百家計、其中斬罪あり、斬首あり、

大ニ酷なる取計ありと云

廿四日

廿五日

(5) 開成所教授

薩藩柴山良助・堀平右衛門来訪、聞く、京師江

両閣老御着より已来事情不分明、会・桑江も

話なしと云、此故にや、絶而伝聞なしと ○薩二而装

鉄船、英国江頼度相談有之

一、下之関江正月十三日ころ到りし者之説二云、激徒一戦之模

様あり、また中山少将は行衛不知、残り五卿は同一に

福岡江預り、夫より五家江分つと云、是等は越前

之酒井十之允(丞)之話なり

廿六日

長崎江船便にて出状

香取来る、聞く、当廿三日箱館より蒸気船(神奈川)金川江

入る、其内話二、箱館二騒動あり、異人并警衛之

人員死傷多し、街市は皆焼払たりと、未タ此説

詳を得ず、後に聞けは箱館火事有り、他は盲説

○下之関之戦争償として三百万弗年賦にて政府

より送くれと、和泉殿逢接あり、此事甚不宜敷、当

仏人カシヨンと云者
法師なり、我が国語
に通曉す、故に閣老

(1) 中山忠光(公家
十一月十五日暗殺)

(2) フランス公使
館 通訳官・宣教師
(3) 水野忠精(老中
出羽山形藩主)

之意に適すと云、
近日横浜に鴉片を
吸ふ者多くなりしと云、
可歎々々

時仏郎人政府二意を得たり、皆仏国人之策なり、
在留之仏人不良、必らず誤れむと、是等米英人
之風評する処

廿七日

奥平⁽⁴⁾老岐・薩佐野仁左衛門来る、蘭書各一冊宛借シ
卯三郎来る、京都之変あるの風評ありと、また箱館之
変恐らくは空説歟と云

廿八日

高嘉兵衛^(橋)来る、聞く、長州江御使駒井相模⁽⁶⁾被命しか、引込
故退職と、後神保⁽⁷⁾伯耆又同断、此後大久保⁽⁸⁾紀伊、
塚原⁽⁹⁾等被命と云

廿九日 聞く、大砲頭長州行被命と云

三月朔日 久留米藩二人入塾

二日 薩州より賜物あり、厚意より出、謝せずして受く

千本弥三郎⁽¹⁰⁾・堀平右衛門⁽¹¹⁾来訪、聞く、薩州江近日御封書

(4) 豊前中津藩も
と家老

(5) 清水卯三郎(書
肆 瑞穂屋)

(6) 駒井甲斐守(朝
温 二月十二日大目
付を罷免、差控)の
誤り

(7) 神保山城守(相
徳 大目付)の誤り

(8) 大久保忠宣(大
目付)

(9) 塚原昌義(大目
付)

(10) 越前藩士

(11) 薩摩藩士

御渡ありと、其所以は未タ知れず、且同家江内聞あり、云、長^{〔1〕}

州父子之内御預ケに成るとも無差支哉と、御答云、当時

屋敷皆家作なし、是等にて甚不都合なりと、又御問有、

是等之事かつて妨なしとなり、是は極密之事也と云

○京都江御登之両閣之御所置は、禁闕之御守衛は悉

く幕府にて御手当あり、是迄之諸藩は不残引払、且

橋公・会津杯も御召下之事也と云、此頃京都之風評

にては、関東暴政専ら成と云説紛々、近日稲葉^{〔2〕}

美濃殿勅書持参にて東下一兩日之内にありと云

○敦賀之水浪、同所并彦根之手にて式百人程斬られ

たりと云、可憐御取扱と云説あり

○駒井相模^{甲斐}、長州江御使被命たりし時、若父子江随従之者あらは、一兩

人は不苦之旨なりしに、相模^{相模}申て云、彼父子容易ニ出府致間敷、

若如斯ならば御威令又落ちん、且若父子出府之後御所置

之御模様伺度と申せしに、閣老其御所置之如きは預知

〔1〕 毛利敬親と広封

〔2〕 稲葉正邦(老中山城淀藩主)

る処ならず、奉命^{之上は}父子是非共同道すへしとなり、爰に

於て大目付一同皆相模^(マヅ)と同意、猶彼是申せし二、忽

相模^{甲斐}は退職、同役不残御目見遠慮伺たりしと云

○又敦賀之浪士、加州にて之取扱方手厚かりしに、卒然

と囚人と成り、不残町家之蔵江取囲メたり、其後御吟味

あるへき由なりしか、夫もなくして斬首せられたりと云

三日

四日 小林祐三来訪、聞く、

五日

稲葉美濃守殿御着歟、同勢を見しと云人有り

塚原但馬、明日長州江出立之積と云

六日

七日

四日之分
小林祐三来ル、淀閣老途中より御不快、登營なし、松前⁽⁴⁾

閣老出勤歟と云

八日

(3) 鉄砲玉薬奉行

(4) 松前崇広(老中
松前藩主)

九日

昨年之御足高、春夏冬之分此節被下候旨、肝⁽¹⁾

煎より書付渡す、飛⁽²⁾彈^(驛)殿御渡

十日

御足高被下候御礼、飛⁽³⁾彈^(驛)殿・出雲殿江内田頼差出

十一日

肥後藩国友式右衛門来る、聞く、肥後二而征長二付費

用廿七万金に到り、大に費弊に及ひたりと

今日紀州公御着、島津又三郎来る

十二日

香取来る、聞く、金川^(神奈川)にて英仏之伝習始る、川勝光之輔⁽⁷⁾

三拾人計を誘て到れり、魯国は其本国江生徒を連

れ行かむことを申出たりと

十三日

十四日

(1) 妻木頼欽(寄合

肝煎)

(2) 酒井忠毗(若年

寄 越前敦賀藩主)

(3) 立花種恭(若年

寄 陸奥下手渡藩主)

(4) 内田直之丞(軍

艦組)か

(5) 徳川茂承(紀州

藩主)

(6) 軍艦組

(7) 川勝広道(歩兵

頭並)

於金来る、操練所寥々と云

○聞く、豊後殿五・四日前御帰東、玄蕃殿一昨日頃御帰府

ありと云、伯耆殿は大坂江御廻ありしと

○棚倉松平家、宇津宮と所替あり

十五日 唐津明山侯江新製手銃遣す

十六日

十七日

松平備中・岡田安房より廻状、昨子納残小普請金

上納案紙可相渡二付、廿日下御勘定江家来壱人可差

出候事

十八日 神戸操練局御廃止之書付来る廻状二而

十九日 此頃春雨日々鬱々 再御上洛被 仰出有り

廿日

御勘定所江小普請金納証文案取二使者差出す

○黒水(16)より御足高請取手形来る、認妻木江頼む所(17)

(8) 阿部正外(老中 陸奥白河藩主)

(9) 田沼意尊(若年 寄 遠江相良藩主)

(10) 松平(本庄)宗 秀(老中 丹後宮津 藩主)

(11) 松平(松井)康 英(陸奥棚倉藩主)

(12) 戸田忠友(下野 宇都宮藩主)

(13) 小笠原長行(も と老中格 肥前唐津 藩世子)

(14) 松平康正(勘定 奉行)

(15) 岡田忠義(勘定 吟味役)

(16) 黒水泉次郎

(17) 妻木頼欽(寄合 肝煎)

自身御裏判願之由申聞ル

廿一日

白戸石介来る、聞く、上様近日大老江上意あり、武

術は怠慢あるへからず、然るに近日怠惰勝なる由、如何

之事哉、世未タ危難之時なり、怠たるへからず世話可申旨、

大老大ニ恐怖せられ、唯恐入而已と

○米留米侯より直書、鶴一羽を賜ハル

○飯田江御裏判之名代を頼遣す

○聞く、五卿方筑前太宰府に滞留、黒田家も議論

二ツにて、甚六ヶ敷と云

廿二日

廿三日

薩藩兩人来る 荒井郁来る

聞く、長州平寧せず、激徒七千人計、長侯父子は

政を吉川に託し、其身も岩国にありと、薩之大島吉

(1) 小普請組

(2) 酒井忠頼(播磨姫路藩主)

(3) 有馬慶頼(筑後久留米藩主)

(4) 荒井郁之助(講武所奉行支配取締役)
(5) 大島吉之助(西郷隆盛 薩摩藩士)

此頃京師に出て、また岩国に到れりと云

近頃聖堂江闈参御見廻ありしに、芹沢某拳賢

才との講説せしに、当時之不可成る事を説けり、

因州殿甚怒られたりしに、目付等説得して幸に

罪を得さりしと云、某は感慨ありといふへし

廿四日

堀平左来る、薩人十八人英行之事を聞く

松本良順来る(8) 小栗上総軍艦奉行御免と云(9)

廿五日

小普請金壱分御勘定所江納む

廿六日

飯田江手形御裏印之事頼み、承知、明朝可差由申(10)

聞る ○花源次郎・千曲屋来る、千村五郎、予か蔵書

預り物二遣し、金子五両借用之由二付、本取上、五両金

千曲屋江渡遣す

(6) 諏訪忠誠(老中
信濃高島藩主)

(7) 堀平左衛門(薩
摩藩士)か

(8) 西洋医学所頭
取

(9) 小栗忠順(二月
二十一日軍艦奉行を
罷免)

聞く、仏郎人閹老と
逢接、下之関を開か
されは償金を得む
と、終に償金と成る、
仏威を以て逼れりと云

廿七日

御裏印濟手形、藏宿江為持遣ス

〔1〕 杉純道・片山椿助・奥平壱岐来る

廿八日

廿九日

津藩
谷口誠造来る、明日帰国暇乞

四月朔日 〔3〕 広瀬元恭之弟来る

二日

香取来る、聞く、長州之鉄船初ランスヒールと唱四・五十人乗組、広

東地方江航し、損所ありて沈ミたりしに、唐国人壱万

五千ドルにて調べたりと、乗組之人員は同地滞在、四方を

見物すと云、元込手銃杯買入ると云

○御上阪之義被 仰付書付来る

三日

広瀬恭平来る ○千曲屋来る

〔1〕 杉亨二(開成所
教授職並 海舟門
下)

〔2〕 軍艦頭取

〔3〕 京都の蘭医

四日

五日

桑名藩松岡⁽⁴⁾・松崎来る、入塾を頼む

○黒水泉次郎来る

六日

三田藩小越・前田之兩人来る、三田侯拙に⁽⁵⁾

七日

面会したき由話あり

堀平左衛門来る、急々上京之趣、依て手紙三通本頼ミ

○聞、長州侯父子江戸江御呼出二付、人望^{失し}を且父子も其

歎願届かさるを知れりや、過激輩と一致歟と云

○大和辺物劇と云

八日

九日

奥平沓岐来る、築城之事を問ふ

十日

明日天気次第、昨年之御足高米渡る趣、蔵宿より案

十一日

内有之

(4) 松岡孫三郎か

(5) 九鬼隆義(撰津三田藩主)

今日、御足高御蔵より渡る 六十俵入米受取る

十二日

黒水来る、聞く、一ヶ年之御切米出高百六拾万程、昨年は御上洛御供之面々、春夏御取越被下米十四万程也と云

○千本弥三郎来ル、聞く、昨日稲葉閣老退役、諏訪・牧野両閣老御引込、風聞ニは御退役成るへき歟と云

中・西国之諸侯、大低病氣参府延引、全快之後は如何可致哉之伺出る、御下ケ札全快次第江戸江早々出府可有之旨也

長州は激徒盛にて父子も山口に在り、当春御使として行

きし塚原等大坂に止り居ると云

伝奏飛鳥井殿、日光御神事済、一人登城、是は国事之儀にて御神事ニ関係なしと、其他の公卿は江戸滞留なしと云

○今度御登坂之義、上様之御意に出たり、大老・閣老五人

は御同意、跡は不服なり、されとも 上意決したる故如何共成難たしと、又会津藩人某江水野・松前之閣老御

(4) 塚原昌義(大目付)

(5) 飛鳥井雅典(武家伝奏 国事御用掛)

(1) 稲葉正邦(四月十一日老中を罷免)
(2) 諏訪忠誠(四月十九日老中を罷免)
(3) 牧野忠恭(四月十九日老中を罷免)

(6) 大老酒井忠績と老中阿部正外・松平(本庄)宗秀・本多忠民・松前崇広・水野忠精

是迄は嫌疑ありて面会不残断に及ひしか、最早無差

支、已来何事も可申聞旨、且御上坂之事既ニ決せり、京都の

御沙汰会津家にて宜敷可申上置と、且会津之周旋を賞せ

られたりと云

○松平周防守御老中被 仰付
増山⁽⁸⁾対馬守同断参政

十三日

高橋嘉兵衛来る ○諏訪・牧野両閣退職願書昨日御差出

と云

金川^(神奈川)河野芳次郎方江頼ミ、鉄炮返し遣す^{香取}紹介

十四日

卯三郎⁽⁹⁾来る、聞く、長州にて米人ボルチインを頼ミ、軍勢

を練ると云、此事英之ミニユステルより言上歟と、ボルデイン

は支那にて頼まれ、又長毛賊にも頼まれたり、兵学に

長し其為人奸雄といふへき人物也と云

○長藩之上海江行き、其船をうり、人数は十人計、

(7) 松平(松井)康英(四月十二日老中に就任 陸奥棚倉藩主)

(8) 増山正修(四月十二日若年寄に就任 伊勢長島藩主)

(9) 清水卯三郎

(10) パークス(イギリス特派全権公使)

村田蔵六首となりてサンフランシスコ江到りしと云、是は過日上海江行き外国手伝西氏其他の話と云

此話恐らくは誤歟、上海鬻は真也

十五日

十六日

柴山良外、⁽²⁾村田新八⁽³⁾来る、大島吉之助手紙持参

○対州にて正義と唱ふる輩等沸騰し、是迄事を取

たり者^(マヤ)を討ちたり、甚敷は其子婦迄も皆討つ、八歳

已下之小児百人程も殺されたりと云、大島生は如何せし哉、⁽⁴⁾

不詳 ○後に聞く、罪科之者七・八人に不過と

○御進発之事、大老⁽⁵⁾・泉州兩人にて 言上、泉州反覆

ありしより諏訪・牧野不快を懐き退職願二及と云

十七日

聞、水浪関東之諸家江御預二成りたる式三百人、此

頃水府より御申立、死罪二所^(マヤ)せらるゝ者多く、御使番十

(1) 大村益次郎(長州藩士 兵学者)

(2) 柴山良助(薩摩藩士)

(3) 薩摩藩士

(4) 大島友之允(対馬藩士)

(5) 酒井忠績(大老播磨姫路藩主)

(6) 水野忠精(老中出羽山形藩主)

改元
慶応

二・三人為検使御出立と云、又水藩越前にて誅せられ、子弟家内幼稚当才之者といへ共、皆誅せらる、残酷甚敷と云

十八日

御足高米払代金并金子御渡、蔵宿より届く

十九日

操練所江式百両返納 片山⁽⁸⁾・野口⁽⁹⁾・黒水⁽¹⁰⁾・根元⁽¹¹⁾・垣屋等、肴料并反物等遣す

柴田権⁽¹²⁾・卯三⁽¹³⁾兩人来る、聞く、御進発来十五日^六

御発駕之被仰出あり、又中国・西国筋之諸侯参勤暫

御免之御触あり、又朱鞘・白柄・下駄、講武所之まけに

髪結或は異体之事共^不可致之旨御触ありと

廿日

片山并薩藩兩人来ル、諏訪・牧野昨日退職被

仰付と云 ○高橋嘉兵衛来る

(7) 慶応改元は四月七日

(8) 片山樁助(軍艦頭取)

(9) 野口作左衛門(軍艦操練所取調役組頭)か

(10) 黒水泉次郎

(11) 垣屋義輔(表右筆兼書替奉行)か

(12) 柴田権之進か

(13) 清水卯三郎

対州を介して朝鮮之交際を厚

くし、又朝鮮に商を通し、続きて北

京に通せむとす、此策吾三・四ヶ年

已前に建議、昨既に鮮行の命

ありしに、閔老変して終二其事

ならず、又神戸の海軍興らは、之

より外国に航せしめ、其事実を

詳にし、我国人の脱走を防止し、

學術ある者は皆とつて役せしめむ

とせしに、是又画屏、今諸家より海

外に行く者不少、政府是を禁する

事能ハす、実には為邦家に歎息

するに堪へざる也

廿一日 還御人留なく御軍装拝見無構と云

本日駒場にて 御進発足並 御覽と云

廿二日

香取并杉田玄端来る、聞く、長藩海舶を上海二而

米商に譲り、此船にて所々近傍を交易すと、藩人

廿人計ありと云、⁽²⁾又長侯米商某に交通其他委任之状を渡せり、故に此某其船己が名とし、諸方買交す

廿三日

聞く、魯西亜朝鮮と連合し、其区域を廣大し、支那

之後を逼らむとし、又黒龍川口を開拓、益力を尽す、

英仏も又迫り、朝鮮に到らんと欲する議ありと

廿四日

⁽³⁾高木三郎帰る

廿五日

一昨千本弥三郎帰国、餞別并越老侯江米国製胸

甲一呈す 今夕飛鳥井殿江戸江着

(1) 三月二十二日 外国奉行支配翻譯御用頭取となる

(2) 毛利敬親

(3) 庄内藩士 海舟門下

(4) 越前藩士

(5) 松平春嶽(越前藩前藩主)

廿六日

廿七日

竹口江香取より差越手銃代六拾両遣し但使之者江可渡旨手紙

○松山板倉侯よりバロメートル之事を□ハる、小解を献す

○岡野平、鳥井江附して帰府駕籠借用を頼む

○内藤鉄蔵来る 御供之由、同人当時大炮指揮出役介

○芸藩某来る ○服部左衛門佐留守宅、蘭書代遣

○黒龍船大坂より帰帆、佐藤与一郎帰塾

廿八日

廿九日

晦日 神戸謙蔵(下役)江方江一封差出、大江丸便正託す

薩藩福永并玉之進来る

杉浦兵庫頭来る、大坂町年寄安井翰介来る(11)

日光拝礼之為出府せりと云

五月朔日

(6) 竹口信義(伊勢商人 竹川竹斎弟)か

(7) 板倉勝静(もと老中 備中松山藩主)

(8) 岡野平次郎(小姓組 岡野孫一郎子息)

(9) 服部常純(のち綾雄 長崎奉行)

(10) 佐藤与之助子息

(11) 杉浦誠(号梅潭 勤仕並寄合)

(12) 安井九兵衛子息

神戸より衣箱（暁表二包）二ツ帰る、与（1）之助より来翰 ○熊本藩岩尾（2）

内蔵允・木村（マ） 来る

二日

三田侯より磁器到来 ○越賀荘三郎入塾

今日飛鳥井殿江 勅答被 仰出二付、登營ありと云

三日 越賀荘三郎入塾

四日 有泉敬之丞来る

五日

六日

七日

荒井郁之助より文通

八日

内田直来る、昨日永井（4）・戸川退職と云、小栗上総（6）（マ）

御勘定奉行再勤

九日

（1）佐藤与之助
（2）岩男俊貞（肥後藩士 横井小楠門下）

（3）内田直之丞
（4）永井尚志（五月六日大目付を辞任）
（5）戸川安愛（五月九日目付を辞任）
（6）小栗忠順（五月四日勘定奉行に再任）

十日

堀平京都より帰る、小松⁽⁷⁾・高崎⁽⁸⁾・吉井⁽⁹⁾之書翰持参、高崎より山階宮之賜を分つ

十一日

十二日

大友⁽¹¹⁾より来翰

京師にて議有り、

御上洛之義を以て会⁽¹²⁾・橋公⁽¹³⁾より被進仰と云、然れとも皆

御採用なし、依之御登坂之時橋公御下坂、是

等被仰上、一旦御上京、長防之御所置御討論あらむ

の儀に一定す、飛鳥井殿も御上洛之義被上申たりしに

御採用なき歟と云 ○長州は容易に承服すへからず、

又西国之諸侯も御所置軽く変動するを以て

疑念あり、一定せず ○又肥前老侯⁽¹⁴⁾近々上洛之

事ありと云風評すと

(7) 小松帯刀(薩摩藩家老)

(8) 高崎正風(薩摩藩士)

(9) 吉井友実(薩摩藩士)

(10) 晃親王(国事御用掛)

(11) 大島友之允か

(12) 松平容保(京都守護職 会津藩主)

(13) 一橋慶喜(禁裏守衛総督)

(14) 鍋島閑叟(直正肥前藩前藩主)

十三日

十四日

十五日

聞く、仏郎西より軍艦を以て下之関に送くれり、これ御進発を助くと云

十六日

今日 御発途有りしと云

七日 伊沢力⁽¹⁾之助来訪

十八日

村田新八・水藩菊地^(地)富太郎来る

聞く、水府当時之事に当る者は皆結城⁽²⁾寅寿之

徒なり、故に其旧怨を以て刑罪不当、官府是を

容るゝ掛川⁽³⁾なり、必らず後に又大害を生せむ、要路

之人悉く奸党、大低五百人計と云、鎮論家と称する者

皆不得志閉戸せらるゝ者多し、此徒も五百人計

(1) 中奥小姓

(2) 水戸藩執政
安政三年死罪

(3) 太田道醇(資始)
遠江掛川藩前藩主

○聞く、旧長人英船に乗りて横浜に來り、防長二州

を以て交易せむと云、英人窃保護して長人兩

三輩を率ひ、ミニストルに逢て其約を定む、仏人は

不同意、是を官に告ぐ、其徒を捕らへて可なりと

云、官仏に捕らへんことを乞ふ、仏人不聞、告ぐるも

極密なり、何ぞ捕らゆるに及ハむ、故に長人又英

船に乗て去る

仏人を以て長を征せむとす、表は距めとも内実

は頼むかと云説なり、嗚呼如斯は実に誠ならハ

天下是を何とか云ハむ、少人之国家を誤り、且

幕府を誤まる、可恐可歎、真に国賊輩の挙歟

十九日

鵜殿団次来る、前件同人之話

聞く、当春白河并伯州閣老之上京ありし、十五ヶ条の書

付を以て進献ありしと、其箇条は、第一御上洛被遊難きは

(4) 鵜殿団次郎(長岡藩士)

(5) 阿部正外(老中陸奥白河藩主)

(6) 松平(本庄)宗秀(老中 丹後宮津藩主)

当時上下費弊万愁苦に不堪、将侯伯諸役不可なりと云

事、其他一橋公御呼下、禁闕御守衛幕府よりし、諸大名御免

又会津之御守衛御免、東下御助力米進献なり難しと云

抔なりしと云、白河参内之節、御詰問第一ヶ条之事甚六ヶ敷、

終諸役不可と云、其最なる者ハ孰と御聞ありしに、自分其最

と被仰上しより、大に万事解けて、終に一も御許容なしと

いへとも、情実和らきたりしと云

又松山⁽¹⁾之世子密書勅を蒙り東下、直に登城あられ

しこと、甚官吏難せられしと云、然し是は前例之事云

世子 御直に言上有れ等よりして

上様に万事御会得ありし由

廿日

廿一日

廿二日

津輕藩六人京師より帰り、入塾を頼む

(1) 松平(久松)定昭(伊予松山藩世子)

廿三日

廿四日 次三男并厄介有之候者に御遣相成候間、早々可書出旨講武所江差出、御留守中御警衛

廿五日

薩之医師松田東園来る

廿六日

廿七日

越藩青山小三郎来る、聞く、伊達家之者因州江探

索として到りしに、入ること不能、幸二長藩二逢ふ、云、

長公尾州之軍門に降り、山口破却を約すは、社稷

を想ふてなり、然るに御所置反して父子を召し、また

御征伐之議と変す、孰歟是、孰歟非、弁すること不

能、今にして二国之人民死を以て君に報する而已、

如何と

○当月初旬、京師御目付より比井某(3)・会津某早にて来り、

御上阪之刻御内参無之趣、角(ママ)ては甚良敷からず、是

(2) 越前藩士

(3) 由比峯高

(4) 外島機兵衛(会津藩士)

此頃町家・寺院江
御用金被 仰付

非共御参内有之様と被申上たり、諸役皆京師江御

立寄之義不可然と云、殊ニ御目付一同殊ニ甚敷、白

河閣老説得数会^(マ)、終に一日御参内、直に御滞留

は伏見と云に落着すと云、右は越藩毛受鹿⁽¹⁾

之助早にて申上事ありて来り、白河侯直話と云

廿八日 此五・六日前より梅雨、連日鬱々

聞く、春嶽殿江会より使者来り、御上洛之節

出京周旋之事を内談す、又尹⁽²⁾之宮様よりも御

直書有りと云

廿九日

閏五月朔日

二日

三日

柴山良助来る、聞く、米利堅之合戦和睦二成、其後

北方之大統領并次官等戯場にて南方余党之為に⁽³⁾

(1) 毛受洪(越前藩士)

(2) 朝彦親王(国事御用掛)

(3) リンカーン(アメリカ合衆国十六代大統領)

炮殺せられたりと云

○御上洛被^{一旦}仰出^遊、其上にて長州御所置有之趣御書付

にて被^{仰出}と云

○水府家与七郎殿に附属し京滞留之御家来式百人

計、此度御同人水府御相統御次目に相成候様申立

しと云、此徒は竹田⁽⁵⁾か種類也

○英之官吏横浜にて書を呈す、云、諸藩近々留学

遣し候者有、幕府是等之事御世話なきは如何と

四日

五日

堀平⁽⁶⁾直太郎と改名、伊勢喜来る、此節御入用金献納二而

町中寂莫と云、被命方酷烈なりと

六日

杉浦金次郎来る

七日

(4) 余八磨(徳川昭武 斉昭十八男)の誤りか。余七磨は十七男松平昭訓

(5) 武田耕雲斎

(6) 薩摩藩士
(7) 竹口信義(伊勢商人)

高家宮原江官金相頼候礼として干鯛、樽代三百疋、
用人五人江式百疋宛遣す

此頃長州之激徒小倉と取合之風評紛々、実否不可
知

増上寺は老万両
檀林 同断

○猷金掛町与力三人斥せらると聞く、是は賄賂に因て
私あり、大に不平之取計有るゆへと成りと云

八日

九日 猷金百両已下之者御免ありしと云

十日

鳴鷲并高橋森之助来る、聞く、先月清水

殿附之者、已上之席は小普請入、已下は一生之間

是迄之通高被下旨被 仰渡あり、御附二無之已上

席之者は已下席小普請入と成ると云

十一日

南部藩老人入門 ○高橋嘉兵衛来る

清水附之御所置ハ、
仍御殿中之御道具
類、紛失之品多く
有之ゆへ也と云

(1) 福田鳴鷲

○銅錢品位之御書付出る

十二日

岡野京師去十日より帰る由、文通あり

久留米侯(2)ニ測量日本図并万国地図を呈す

十三日

杉田玄端来る、聞く、支那江条約取結ひ、官員

御遣し之義あり、此事山口信濃外国奉行にて専ら御委

任と云

十四日

岡野平次郎来る

十五日 大島友来る、近日上阪を告ぐ、対州激

杉田烈拳、往日聞くかことし

十六日

十七日

十八日

(2) 有馬慶頼

(3) 山口直毅(外国奉行)

(4) 大島友之允(対馬藩士)

十九日

於伝来る、伊藤左源太江非常用意金之内借遣

廿日 岡野江馬借遣す

廿一日

廿二日 名代内田ヲ頼、美濃殿・丹波殿江御証文御礼勤

昨夜御証文一通妻木(4)より使者江渡す

廿三日

山本龍次郎来る、聞く、中村敬助支那被命(5)と云使信従

○鳴鷲より経世文編十一冊来る

○内田直之允来る

廿四日 塾手狭二付、町家借宅之者有之

廿五日

今朝御証文書替御役所江送くる

廿六日

奥平老岐・堀直太郎来る、聞く、筑前家老小川(6)

(1) 書院番士

(2) 本多忠氏(老中
三河岡崎藩主)

(3) 平岡道弘(若年
寄)

(4) 妻木頼欽(寄合
肝煎)

(5) 中村正直 号
敬宇(儒者)

(6) 豊前中津藩も
と家老

某大鵬船にて三百人程大坂江着、京師江入る

ことを止められたりと云。○備前にて國中穩かならず、

大低近国藩士ニタ分れなりてに議論ありと云

廿七日 此月大低小雨、晴日唯二・三日而已、(マ)季候悪敷
廿八日 大暑之験なし、恐らくは歳荒の前徴歟、

可恐可歎、我か他年(マ)此議を以て予防を

論せしといへとも、今は寥々、後如何

此頃、世上万物之価超過する甚たし、大低

ニヶ年前に三倍す、諸品引下ケ可申御令下

たる毎に必らず其価を増す、銅錢之位を

引上可申金出つる、また品価騰貴する

ならむ、米価百錢毎に二合八勺、故に小民

生活に不堪と云、然れとも都下静なり

○今朝根本養(カ)一郎より手形案四通蔵宿方より

届く

廿九日

此頃雨天勝冷氣也、米価甚騰貴ス、一兩を以て一斗七升、世上困究^(窮)せり、此日雨暗

○去ル廿二日 御着京御参内被済候趣

奥平壹岐来訪

六月朔日

大坪本左衛門来る、⁽¹⁾兵部殿江世話いたし候彈丸立替

置候分式両式分一朱返却

甲賀源吾・黒水泉次郎来る⁽³⁾

聞く、英之⁽⁴⁾ミニストル当時来りし者は、支那に廿年程在

留、頗る漢字を知る、又我国の形勢支那と全く同敷、

万事因循故、一事ニ多端の御掛合不申、一事毎に老

中江御逢掛合可申、此頃御遣之御書翰大英女王と

御認有之、不可然帝と御認可然と申と云、又勢を以て

庄し且翫弄するの気さしありと云

(1) 長崎奉行支配
調役並

(2) 稲葉正巳(もと
若年寄 安房館山藩
前藩主)

(3) 軍艦組

(4) パークス(イギ
リス特派全権公使)

○支那之御使星野備中・合原某、御目付加藤虎之助

被仰付たりと聞く ○又別手組百五十人、講武所より

五拾人、急速上京被仰付たりと云

○此頃、御勘定所にて御手当御扶持方相場を立、米

にて御渡之所、御金渡ニ成哉之議あり、此節百

俵ニ付御蔵米相場百七拾六兩位、町にては壱升

壱朱也と云、此ゆへに御渡相場は六・七十兩にて定ま

るやと評あり

書替役所より掛として証文出る、御手当扶持一万

俵計と云

二日

鳴鶯来る、聞く、上納金之事にて小吏賄賂を貪り、下々

難義之よし、又旗士盗を成す者あり、廿人程にて所々江押

入る、皆市中警衛廻り方に出でたり、盗をなせり近日召捕

られりと云、美濃・大垣・加納之辺洪水損耗と聞く

(5) 星野千之(外国奉行)

(6) 合原義直(長崎奉行並)

三日

聞く、英人越中島并操練所焼跡地所一見ありと云、恐らくは
旅館之事歟、此頃英人拔扈す、押へたきと云

四日 此頃仙台侯、御留守御警衛歟、多人数にて出府

五日

堀直来る、学生之事を談す 「京師にて御参

内ありしに、此事虚説なり 叡慮如何にや、御 対面の事なし」

筑前之家老長藩と共に下たれりと云ハ風評而已、更に
大坂にて筑藩

此事なし、乍然筑前邸は警衛として土州其外に而固

むと云 ○塚原但馬先々月頃下之関江到りしと云

六日 長州にて御使を受けすと

七日

杉田玄端来る、聞、御途中膳所領ニ而変事

ありしや、御一宿なく長浪十五戸津川叡山之人と云・六人被召捕たり、京撰

間甚探索敵敷、家毎に吟味ありと云

(1) 伊達慶邦(陸奥仙台藩主)

(2) 塚原昌義(大目付)

(3) ポルスブルック(オランダ総領事)

(4) 外国奉行支配

(5) ウィレム三世
翻訳御用頭取

蘭人横浜在留し、コン
シュルゼ子ラールより書を
政府に呈して云、軍艦
其他の学術、是迄蘭
王士官を渡たし、力を
用ひて教育せしに、今
時はこれを用ひ給はず、

専ら英仏によらる、
學術は西洋各国孰も
同一なり、然るを是迄
之信を捨られ、更に
蘭教を捨らるゝは
甚其意を得ず云々
と云と

関白殿より、長州御所
置折合宜敷にいたすへ
き旨御書付、閣老江御
渡ありと云、然るに一
同不同意、京師頗る
紛擾之基を成さんと
いふ、激徒は悦び不羈
を計らんとすと、可歎
々々

○英之ミニユステル、ハーリ・パルケス浜御庭一見を乞ふと

○塚原但馬為御使長州江行けとも、御使可受筋な

しといふて不容と云説あり ○又姫路辺日々小地

震、人民恐怖すと云

八日 岡野銀三郎来る、克蔵借受度趣申聞

○前愛薩州江行く、但明後出立と云

九日 公方様去月廿五日大坂御入城

十日 黒龍船大坂より中国筋江出帆之由、浅海より

便有之

堀直来る、聞く、京都にて会津 一橋殿皆大坂江御出

あり、長州より芸州を以て歎願之事あり、到而無事也

○薩州少々洪水あり、流家もありしと聞く

十一日 克蔵今日岡野江遣す

十二日

十三日 万国公法一帙到来 ○御証文蔵宿江遣す

(6) 前河内愛之助
(沢村惣之丞 土佐
藩出身)

(7) 二条斎敬

十四日 杉浦より来翰

奥平⁽¹⁾・堀⁽²⁾来る、京師之風聞をきく

宮原より官金之請取并残金帰る十六両貳分壹朱ト
五匁三分

十五日

十六日

十七日

十八日

片山⁽³⁾椿助来る、返納金之事取調頼む

十九日 此頃雨少しくなりて、暑きことやゝ

廿日

夏のことし

廿一日 岡野隠居来る、馬之話あり勘定奉行より小
(請欠力)
普金廿五日案文
渡すへき旨廻状

廿二日

岡園来る ○芸州⁽⁴⁾侯より、蒸気船出来回(マ)

添いたし呉忝由、目録到来(ママ)

(1) 奥平 沓岐
(2) 堀直太郎

(3) 軍艦頭取

(4) 浅野茂長(長訓
芸州藩主)

廿三日

廿四日

廿五日

小普請金上納金案文、御勘定所江使者差出受

取る

廿六日 聞く、土州にて、武市半平太之徒⁽⁵⁾・四人、死を申付

廿七日

廿八日 らる、其他士分も減禄杯ありしと云

細川家も異論の者伏罪のことありし哉と云

妻木江頼み拝借金書付出たす

堀来る、聞く、京師は無事、大坂より白川閣老⁽⁷⁾

一橋公・会津上京、長州之御所置吉川并分家御呼⁽⁸⁾

出御詰問之事あるへき旨御決議言上と云

廿九日 岡野銀三郎来る

七月朔日 此日当年中之暑殆と九十度半、無風二
二日

連日同断

(5) 武市瑞山(土佐藩士 閏五月十一日切腹)

(6) 岡田以蔵・岡本次郎・村田忠三郎・久松喜代馬

(7) 阿部正外(老中陸奥白河藩主)

(8) 吉川経幹(周防岩国藩主)

御役金式分、下御勘定所江納む

三日

四日

越藩大館已下五・六輩来る ○中尾君次来る

五日

六日

七日

岡野江飯米三十俵用立置但代価四拾兩之積にて渡す

八日

小鹿⁽¹⁾、数学世話心得二相成る

九日 蔵宿より昨年已来御扶持方払代金

十日

五拾老兩三分一朱と錢受取

奥平⁽²⁾・水野彦三郎⁽³⁾・伊沢貞吉来る

十一日

今日諸々江附届遣す ○蔵宿より明日天氣二候ハ、

(1) 海舟長男

(2) 尾張藩士

(3) 軍艦組

持高相渡候由申来る 入米廿二俵来ル四斗一升入

十二日 薩州⁽⁴⁾・久留米⁽⁵⁾・唐津侯より中元之祝義と

十三日 して目録到来^(ママ)

十四日 此程より曇り、冷気八十度前後

十五日

十六日 岡野江鉄炮三挺遣す、代金受取

十七日

坪井芳洲来る、奥平老岐之事頼む⁽⁷⁾

十八日

十九日 此頃雨あり、冷気

廿日

越青山小三郎来る、聞く、大坂にて弥吉川⁽⁹⁾并毛利淡路⁽¹⁰⁾

御召出御詰問之事御決議、当月末二は両家出張

すへき哉之説ありと云

京師之御模様先御無事、一橋殿⁽¹¹⁾・会津御周旋あり、⁽¹²⁾

(4) 島津茂久(忠義薩摩藩主)

(5) 有馬慶頼(筑後久留米藩主)

(6) 小笠原長国(肥前唐津藩主)

(7) 坪井為春(もと薩摩藩医 西洋医学所教授)

(8) 越前藩士

(9) 吉川経幹(周防岩国藩主)

(10) 毛利元蕃(周防徳山藩主)

(11) 一橋慶喜(禁裏守衛総督)

(12) 松平容保(京都守護職 会津藩主)

尾玄同公⁽¹⁾は御帰国被願たり抔云説ありと、

諸家は出坂せず、皆傍観、いつかたも至極平

穩なりと云

廿一日 聞く、此頃宮津閣老東下あり、或は風評

廿二日

廿三日 す、肥前閑叟侯⁽³⁾微行して上海辺に到られ

し由、尤英商之船二便すと云

堀・柴山来る、大膳殿より純子⁽²⁾二卷到来、聞く、

長州家近日英二結⁽⁴⁾ひたり、桂小五郎は当節国

に帰り、政府二用ひらると云

廿四日

廿五日 此頃より時候適宜、大低廿五度或は廿度、冷に

廿六日

過く

越藩青山小三郎・荻野小四郎来る、中津藩沢田栄助来る

廿七日

廿八日

(1) 徳川茂徳(尾張藩前藩主)

(2) 松平(本庄)宗秀(老中 丹後宮津藩主)

(3) 鍋島閑叟(直正肥前藩前藩主)

(4) 木戸孝允(長州藩士)

廿九日 ○旧冬・当春夏御切米金受取、金三拾三両式分ト銭

山本龍次郎・奥平沓岐来る ○唐津多賀長兵衛外

一人来る、聞く、去ル廿四日沓岐守殿御用召、来十日頃(5)二大

坂江可罷越旨被仰付と云

晦日 越藩 (ママ) 来る、万国公方(ママ)一冊借遣す

砂川武三郎来る、大坂より積荷大江船にて持越候由

申聞る、聞く、翔鶴・黒龍之二船、中国海江行きしに、二船

とも(ママ)礁に当て、大損、今御修復二掛れりと云

吉川并毛利淡路は八月廿日頃二出坂と云、先日中出坂

之沙汰あり、御警衛之事彼是なりしか、終二廿日頃と云評なりと風

八月朔日 此夜より少熱を愁ひ、四体痛瘖
二日 甚敷

三日

四日 熱散、頭痛また消す

内藤仲来る、西洋馬具一揃借遣す(ママ)

(5) 小笠原長行(肥前唐津藩世子 九月四日老中格再勤)

五日 此日より、秋雨濛々連日

六日 「奥平壱岐之事を談す、承知之趣

堀直太郎来る、聞く、会津家之話ニ云、長州之

激士輩対州より朝鮮に渡り結約す、対

州家中々差留難く旨御届ありと、

吾か三・四年前より建議せし処、対州之

警備并朝鮮之交際・貿易之策を^定りむ、

若当時御採用あらは此弊生すへからず

有司^{と聞く、}嫌忌して終ニ今日之事あり、また

可歎

七日

八日 此日より雨晴、時候寒冷、凌よし

九日

十日

芸藩三宅万太夫来る、云、吾門之炮術者一人

国許江借受度趣 ○奥平沓岐来る

十一日

堀直来る

十二日 右金次方江頼ミ佐藤并中里江一封出す

十三日

喰代和三郎・青山小三郎来る、⁽¹⁾荒井郁之助・村

岡栄助来る、同人芸州江遣可申事ヲ談す、

大悦 ○多賀右金次来る、唐津侯十六日出立

之由承る ○内藤忠次郎文通いたし、

薩州小松帶刀江一封出す、奥平沓岐之

事頼遣す

十四日 奥平并^本紀藩某来る

十五日

十六日

松本寿太夫来る⁽³⁾

(1) 講武所奉行支配取締役

(2) 薩摩藩家老

(3) 小十人組

十七日

沢田英助・柴誠⁽¹⁾一来る、廿五日長崎丸にて彼地江

参る趣申聞 ○植村⁽²⁾帯刀来る、二丸御留守

居格布衣被仰付、吹聴礼申聞る

十八日

有泉敬之丞江練⁽³⁾操所拜借官本返納

十九日

鳴鷺来る、内田隠居来る

廿日

奥平来る 黒水泉次郎来る、聞く、大坂にて周防⁽³⁾

守殿御出勤ありしと、これは此程より久々御不快之趣、

且吉川・毛利淡州兎角出坂之模様なしと云風聞、且

御供方費弊して帰心頻なりと云

廿一日

廿二日

(1) 長崎奉行支配
調役

(2) 八月十五日講
武所師範役より就任

(3) 松平(松井)康
英(老中 陸奥棚倉
藩主)

廿三日

廿四日 操練所より鉄具の代価可遣掛合来る

廿五日 堀直来る⁽⁴⁾

廿六日 中村敬輔江英漢対訳書用立⁽⁵⁾

廿七日 白戸石介来る、ボムホフ借遣す⁽⁶⁾

芸藩三宅万太夫来る、沢田生雇入取極之趣申聞、⁽⁷⁾

聞く、大坂にて白河侯⁽⁸⁾、肥後并因備家来御呼出、長州御所置

両家御呼出御詰問之上、父子全く加ハリ無之は、激徒之者

征伐御申付、且手足り不申時は、御加勢あらむの御所置にて

は如何之御話ありと ○肥前老侯御呼出、万事御相

談之風聞あり、又聞く、肥前国中にて、とても御採用無

覚束故、御出無之可然と云者あり、或は御力を被尽御相

当ならんと云と、両議紛々と云

廿八日

(4) 堀直太郎(薩摩藩士)

(5) 中村正直 号敬字(儒者)

(6) もと騎兵差図役頭取

(7) 沢田栄助か

(8) 阿部正外(老中陸奥白河藩主)

【「海舟日記 四」に付属する文書】

① 冊子中に挟み込み

夫天地初テ開テ万国物産ノ各異ナルコト并風俗ノ異ナルコトハ、元ヨリ自然ノ理ナリ、去ナカラ四海ハ兄弟ナレハ、懇信ヲ通シ交易ヲナシ、互ニ其国民ヲ安楽ニ成サシムル社天ノ意ニ叶ヘシ」茲ニ旧記ヲ考レハ、往昔不昧ノ世ハ、陽ニ交誼ヲ結ヒ、陰ニ邪心ヲ醸シ、一ハ其邦国ヲ奪テ我欲ヲ恣ニセンカタメニシ、一ハ我宗教ヲ信セシメンコトヲ思ヒ、大二天ノ意ニ背ケリ」然ルニ後世漸ク悟リ後人漸ク開ケ、方今ノ西洋ノ如キハ、全右様ノ邪心ヲ疎意ナク懇意ヲ通シ、我ニ欠ケル物産或ハ人造ノ器什ヲ我有余ノ品科ト代、所謂有無ヲ通シ国用ヲ助クルモノナリ」故ニ欧羅巴諸邦ヨリ使節ヲ差越セシハ、日本ノ寸地ヲモ奪フノ意モナク、又宗教ヲ変易セントノ企ニモ非ス、唯永代和親ヲナシ交易ノ規則ヲ不乱ヨウ条約取替ス為メト知ルヘシ」初条約取替セシトキハ、日本政府ニ於テモ談論アリテ決定セシ事ナレハコソ、其信符ヲ附シ之ヲ世ニ公ニセシコトナラン、左スレハ仮初ナラス重大之事件ニシテ双方其意ヲ不忘失信アルマシキ事也、若シ相背クモノハ、罪其身ニアレハ我カ勢ヲ以テ之ヲ責ム

ルコト元ヨリ理ノ当然、名義正直ナリ、欧羅巴諸邦之中間和合スルモ之ニ異ナ
ラス」然ルニ日本ニ於テハ大君ノ意ナルヤ、又ハ政官ノ意ナルヤ、五ヶ年以來
失信ノ廉不少、真実ノ情ハ聊之ナク、条約面ニ背クナラス、近頃横浜在留ノ欧
羅巴人不残引取ヘク、如シ左モナクハ、物財人命ニ至迄危難二期ニ^臨モ^マモ難
料旨、閣老ヨリ我全権ヘ沙汰アリタリ」長門之大名ノ如キハ既言語之所業ヲ
顕シタリ」其領分下ノ関ノ海峡ハ、洋船通航勝手次第ノ条約アル故、国旗ヲ揚
ケ通行シタル洋船ヘ無謀ニ砲発セリ」若欧羅巴ニテ左様之悪業成シタルモ
ノアルトキハ、速ニ之ヲ罰シ惨憺ノ情ヲ附スルコト必定タリ、左レトモ日本ハ未タ
開ケス、万国ノ交誼ヲ知ラサレハ、吾意ヲ宥メ程ヨク取扱ヲケハ、或ハ我国勢
ノ弱キカト思フモノモアルヘシ」左レト物ニ^マ耐^マユルモ大凡境ノアルモノニ
テ、国威賤ラレ權勢ヲ汚シ、唯黙止スルハ大ナル恥ナリ、外国政府モ今ハ殆ン
ト堪忍ノ緒ヲ剪ントス」今日本政府少ク茲ニ見アラハ、約条面ヲ重ンシ、且信
ヲ守リ横浜鎖閉ノ議論ヲ止メ、猶在留人之物財人命危難ニ及サル様之ヲ処
シ、下之関ノ海峡自由ニ通航致シテモ、最早無名ノ乱暴無之証拠ヲ送ルヘシ、
若シ左ナキトキハ、各国全権速ニ其海陸都督ニ令シ、我勢ヲ以テ条約再定セン

トス、」若此異変アルトキハ、続テ重辺差起リ、今マテ外国人ノ權威ヲ足下ニ掛ケ

シ輩ノ頭上危カラント思フ」外国人ハ勿論、日本大君条約ヲ極ル權ヲ握ルヤ

否、或ハ皇帝ノ意ニ任スヤ、或ハ大名之衆論ニ寄ルヤハ、敢知ル所ニ非ス、唯日

本ノ勢ヲ以テ決センコトヲ待ツ」歐羅巴諸国ニ於テハ、一旦取極タル条約縱令

何等ノコトアリトモ之ヲ變スルコトナシ、今云処ハ、日本方今ノ勢ト歐羅巴人ノ真

実トヲ併セ論セリ、全權ハ条約元極ヲ見改ムルノ任ニテ、外国政府ト日本大

名ノ懇信ヲ成シメン意アリ、故ニ歐羅巴政道ノ模様ヲ日本柱トモ云ヘキ大

名ニ知ラシメ、自ラ其国々ノ利益ニナルヘキコトヲ撰ヒ、富国強兵ノ基ヲ開ク

ヨウイタサ、レハ、其職ヲ務ムト云ヘカラス